

第2次 志免町男女共同参画後期行動計画



すべての人が お互いを認め 輝くまちづくり
～新しい価値観の創造～

令和2年3月

はじめに

現在、国の政策において、すべての女性が輝く社会づくりが推進され、女性活躍加速のための重点方針が定められています。平成28年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されるなど「女性の活躍」が今まで以上に重要課題となっています。

本町では平成26年に制定した「志免町男女共同参画推進条例」に基づき、平成27年からの10年を期間とする「第2次志免町男女共同参画行動計画」を策定し、取り組んでまいりました。しかし、本町においてもまだまだ性別役割分担意識が根強く残っているのが現状です。これを踏まえて、より一層、性別に関わらずすべての人がお互いを認め合い、高め合い、自分らしく輝けるまちづくりを進めていくために、今回、社会情勢等の変化を考慮した中間年度の見直しを行い、後半5年間の「第2次志免町男女共同参画後期行動計画」を策定しました。

この第2次志免町男女共同参画後期行動計画は、これまでの計画に加え、「女性活躍推進法」に基づく本町の推進計画としても位置づけています。今後は、本計画に基づき、基本理念に掲げた「すべての人がお互いを認め輝くまち」の実現に向け、実効性のある施策を総合的、計画的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、意識調査を通じて貴重なご意見を頂きました町民・事業所の皆さま、貴重なご意見やご提案をいただきました志免町男女共同推進審議会委員の皆さま、また、計画策定にご協力をいただきました多くの方々に、心から感謝を申し上げます。



令和2年3月

志免町長 世利 良末

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景	1
(1) 世界の動き	1
(2) 国及び福岡県の取り組み	1
(3) 志免町の取り組み	3
2. 志免町の男女共同参画の状況	4
(1) 人口動態や就業状況	4
(2) 町民意識調査からみた現状	7

第2章 計画の基本的考え方

1. 計画の性格	15
2. 計画の期間	15
3. 計画の基本理念	16
4. 基本目標	16
5. 計画の体系	21

第3章 実施計画

基本目標Ⅰ. 互いを認めあうために	23
(1) 男女平等への意識改革	23
(2) 社会における制度や慣行への配慮	24
(3) 男女共同参画の視点に立った教育の充実	26
(4) 国際社会と協調した男女共同参画の推進	28
基本目標Ⅱ. 輝くまちづくりのために	29
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	29
(2) 生涯を通じた男女の健康支援	32
(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	35
(4) あらゆる暴力の防止	38
基本目標Ⅲ. 新しい価値観を拓いていくために	40
(1) ワーク・ライフ・バランスの実現	40
(2) 子育て支援の充実	43
(3) 高齢者福祉の充実	45

◇計画の推進体制	46
（１）男女共同参画に関する調査研究	46
（２）計画の着実な推進	46
（３）男女共同参画施策への苦情対応	47

関連資料

１．志免町男女共同参画推進条例	49
２．令和元年度 志免町男女共同参画推進審議会委員名簿	53
３．志免町男女共同参画推進審議会への諮問書	54
４．志免町男女共同参画推進審議会答申書	55
５．第２次志免町男女共同参画後期行動計画策定の経過	56
６．男女共同参画社会基本法	57
７．配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	60
８．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	67
９．用語の解説	73

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

昭和50年、国際連合は「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」を開催し、この年を「国際婦人年」と定め、これを契機として男女共同参画の世界的な取り組みが始まりました。昭和54年の第34回国連総会で採択された女性差別撤廃条約は、固定的な性別役割分担意識の変革を理念としており、その後の世界における男女平等政策の基盤となりました。

平成5年には、国連総会で「女性に対する暴力の撤廃宣言」が採択され、女性に対する暴力が世界的に重要な問題と位置づけられました。平成7年の第4回世界女性会議（北京会議）において採択された「北京宣言」と教育、人権など12の領域における女性の課題を解決するための「行動綱領」は、世界の女性の地位向上と能力開発を目指す国際的な指針となりました。これ以降、国連の「女性の地位委員会（CSW）」において、「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況について、5年ごとに検証が行われています。

平成22年の国連総会決議により、平成23年には、既存のジェンダー関連4機関を統合し、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等とエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たすための「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。

平成27年には、「国連婦人の地位委員会（北京+20）」において「北京宣言及び行動綱領」と「成果文書」の評価が行われました。また、国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」を含む「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されるとともに、SDGs実現のためにはジェンダー視点の主流化が不可欠と明記されました。

(2) 国及び福岡県の取り組み

国際的な動きに連動して、日本においても男女共同参画の取り組みが進められています。

昭和60年に女性差別撤廃条約が批准されたことを受けて、男女平等を進めるための国内法制度の見直しが行われてきました。昭和61年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」、平成4年に「育児休業法」、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。平成12年には、男女共同参画社会の実現に向けて「男女共同参画基本計画」が、5年後には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

平成13年には、内閣府に男女共同参画局が設置され、施策を推進するための体制が横断的に強化されました。また、同年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、平成16年、平成19年と改正を重ね、配偶者間の暴力の根絶に向けた施策が進められてきました。平成25年には、ストーカー行為規制法と合わせた形で法改正され、恋人間の暴力にも対応できるよう拡充され、女性に対する暴力の根絶に向けた施策が進められてきました。

平成22年に策定された「第3次男女共同参画基本計画」では、「男性、子どもにとっての男女共同参画」「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」など、新たな重点分野が設けられました。

平成27年には、「あらゆる分野における女性の活躍」「男性中心型労働慣行等の変革」などを強調する「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。また、働く場面においてすべての女性はその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためとして、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が公布されました。

平成30年には、選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

福岡県においても、女性の地位向上や男女共同参画社会の動きは、国際的な動向および国の施策を受けて行われてきました。

昭和53年には、福岡県婦人関係行政推進会議（現在の男女共同参画行政会議）および、福岡県婦人問題懇話会、翌年には、県の女性担当窓口として婦人対策室（現在の男女共同参画推進課）が設置されました。具体的な推進にあたっては、昭和55年の「婦人問題解決のための福岡県行動計画」に始まり、昭和61年の「第2次行動計画」、平成8年の「第3次行動計画」へと取り組みを進めてきました。

平成13年には「福岡県男女共同参画推進条例」を制定し、平成14年には「福岡県男女共同参画計画」、平成18年には「第2次福岡県男女共同参画計画」、平成23年には「第3次福岡県男女共同参画計画」を策定し、施策を展開してきました。さらに、平成28年には、女性活躍推進法に基づく計画を兼ねた「第4次福岡県男女共同参画計画」が、第3次計画の成果と課題を踏まえて策定されました。

また、平成18年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、平成23年には「第2次基本計画」が、平成28年には取組の実効性を高めるために成果指標を設定した「第3次基本計画」が策定されています。さらに、平成25年に「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設、平成31年には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」を公布・施行するなど、

性に関する暴力の根絶に向けた施策が進められています。

(3) 志免町の取り組み

本町では、平成14年8月に、「志免町男女共同参画推進審議会」を設置し、同年11月には、「男女共同参画社会に向けての町民意識調査」（以下、「町民意識調査」という。）を実施しました。同審議会においては、「男女共同参画基本法」をはじめ、諸々の法制度や、近年の男女共同参画に係る現状を踏まえつつ、町民意識調査の結果から浮かび上がってきた志免町の特徴と問題点を分析し、現実的な問題意識とその解決策に焦点を当て、審議されました。

平成15年5月には、同審議会において、3つの分野からなる15の提言をまとめ、町長へ提出しました。また、同年6月には、庁内の推進組織となる「志免町男女共同参画推進委員会」を設置し、審議会からの提言を踏まえながら協議を重ね、平成16年3月に「志免町男女共同参画行動計画」を策定しました。この計画は、女性・男性にかかわらず、私たちみんながそれぞれ自分の能力や適性、関心などにあった道を個人の意思で選択できる「誰もが自分らしく生きられる豊かな社会づくり」を目指し、性の違いに基づく偏見や差別によるさまざまな課題を総合的かつ計画的に解決するための施策について体系化し、志免町における男女共同参画社会づくりの方向性を定めたものです。行動計画の中間年である平成19年7月には、町民意識調査を実施し、その結果や男女共同参画を取り巻く社会情勢、国の施策等の変化を考慮し、「後期計画」を策定し、これまでさまざまな施策を進めてきました。

平成26年3月には、男女共同参画社会を実現するため、町、議会、町民、事業者及び教育に携わる者等の責務を明らかにし、男女共同参画の基本理念と推進に関する施策について必要な事項を定め、男女共同参画社会を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画する活力あるまちづくりを実現することを目的として「志免町男女共同参画推進条例」（以下、「推進条例」という。）を制定し、平成26年4月に施行しました。推進条例の制定にあたっては、平成24年4月に施行された「志免町みんなの参画条例」に基づき、住民参加によるワークショップを開催し、得られた意見を推進条例の前文や基本理念に広く反映させています。この推進条例を基に平成27年3月に第2次志免町男女共同参画行動計画を策定しました。

令和2年3月策定の本計画「第2次男女共同参画後期行動計画」では、平成29年12月に実施した意識調査の結果を基に、平成28年4月に施行された女性活躍推進法に基づく取り組みも含め、男女共同参画の実現に向けた取り組みを定めています。

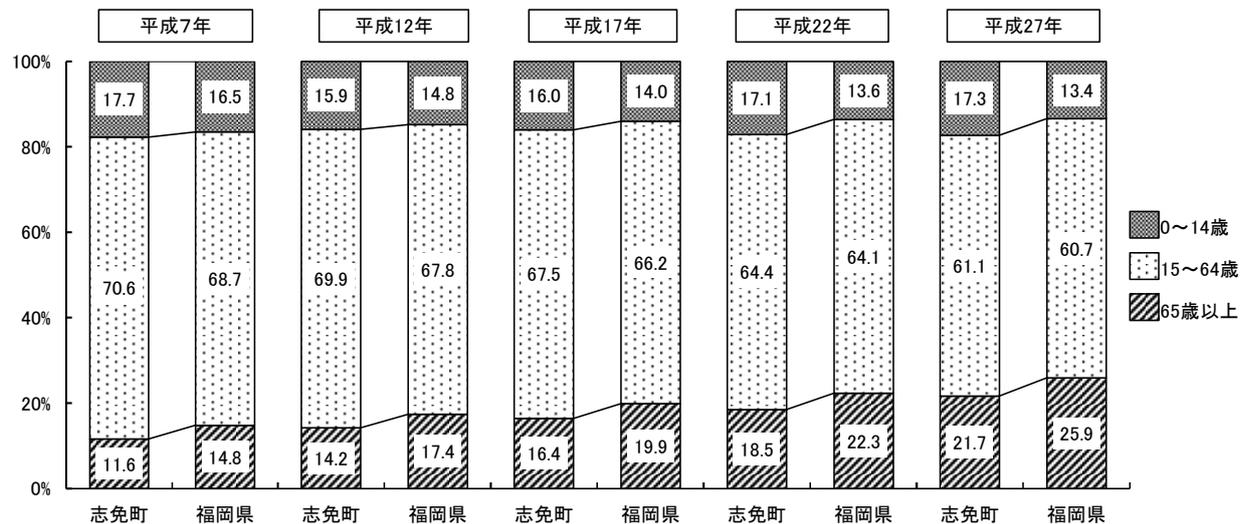
2. 志免町の男女共同参画の状況

(1) 人口動態や就業状況

①年齢3区分別人口の推移

国勢調査から年齢3区分別の人口構成比をみると、志免町は0～14歳の割合が福岡県に比べて高く、65歳以上の高齢者人口は福岡県よりも低い状態で推移しています。平成22年以降は0～14歳の割合は福岡県に比べて約4ポイント高く、65歳以上の割合は4ポイント程度低くなっています。65歳以上の割合は平成7年に比べて2倍近く上昇しており志免町においても高齢化は進行しているものの、県内では「若い町」といえます。

■人口構成比の比較

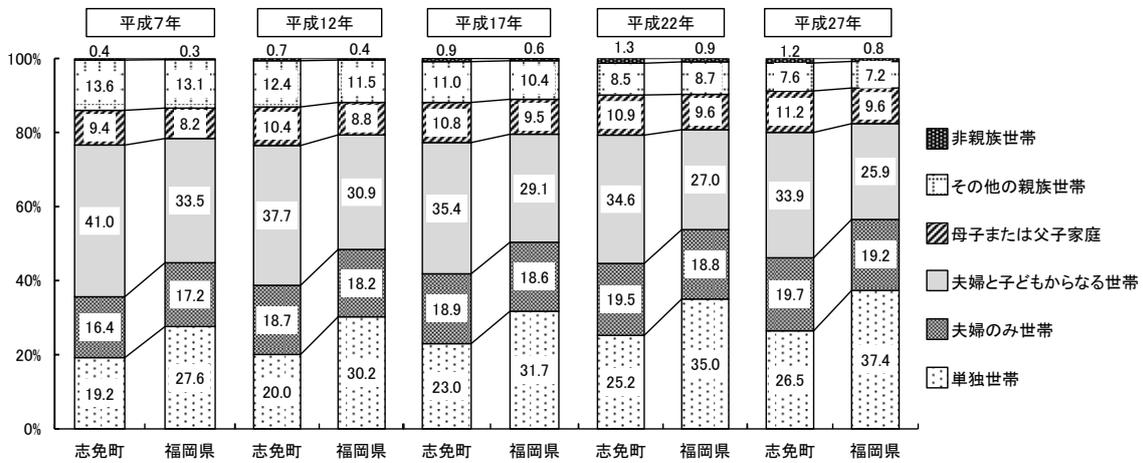


※年齢不詳を除く
資料 国勢調査

②世帯構成の推移

一般世帯の構成比の推移から、志免町における家族形態の変化をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は平成7年では41.0%でしたが、平成27年には33.9%まで減少し、3世代家族を中心とする「その他の親族世帯」も、13.6%から7.6%へと減少しています。福岡県と比較すると「夫婦と子どもからなる世帯」が8ポイント高く、「単独世帯」は10ポイント以上低くなっていますが、志免町においても世帯規模の縮小が進んでいます。また、「母子または父子家庭」は11.2%と1割を超えています。

■世帯の動向

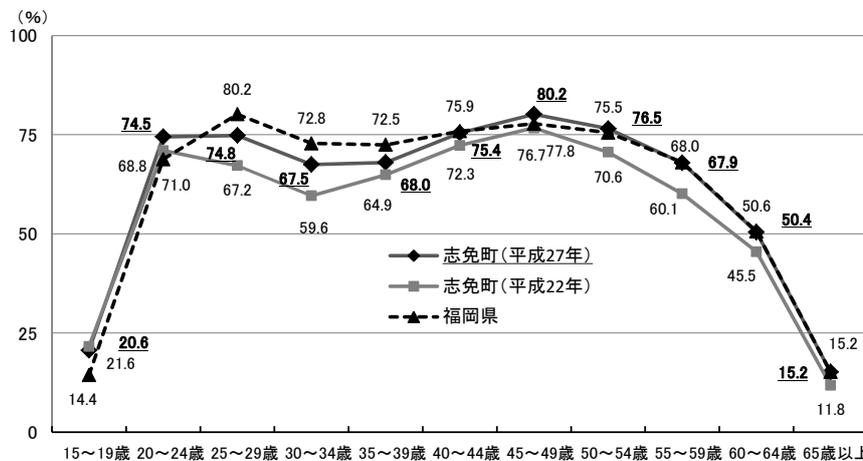


資料 国勢調査

③年齢別労働力率

志免町の女性の年齢別労働力率をみると、20～24歳では74.5%と福岡県よりも高くなっていますが、30～44歳では福岡県よりも5ポイント程度低くなっています。45～49歳では80.2%と福岡県よりも高くなっており、志免町の女性の年齢別就業状況は、結婚や出産でいったん退職し、子育てが一段落したらまた就労するという、M字型の就業傾向が福岡県よりも顕著となっています。しかし、平成22年と比較すると、15～19歳を除くすべての年代で労働力率が3～8ポイント程度上昇しており、志免町においても働く女性が増えていることがわかります。

■女性の年齢別労働力率



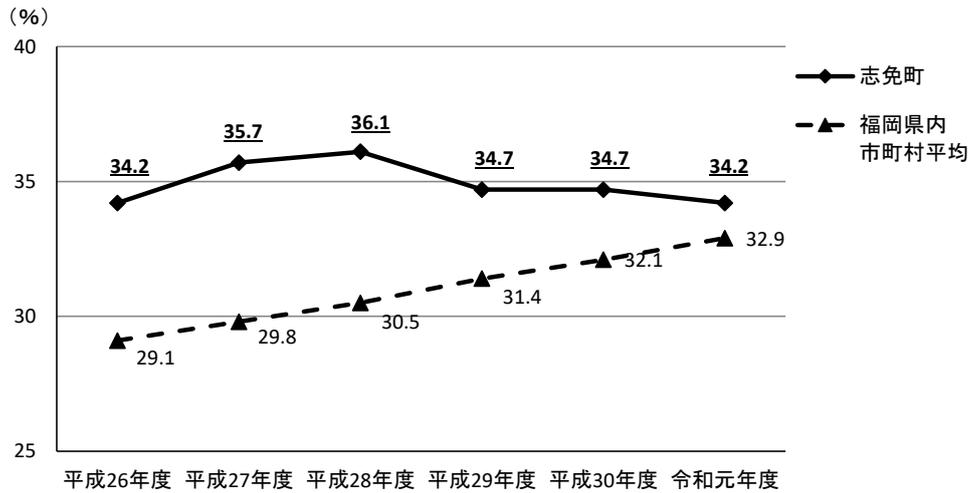
※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

資料 国勢調査

④審議会等における女性委員の割合

平成 26 年からの 6 年間の志免町の審議会等における女性委員の登用状況はおおむね 35% 前後で推移しており、県内市町村平均より高い水準を維持しています。

■審議会等における女性委員の割合



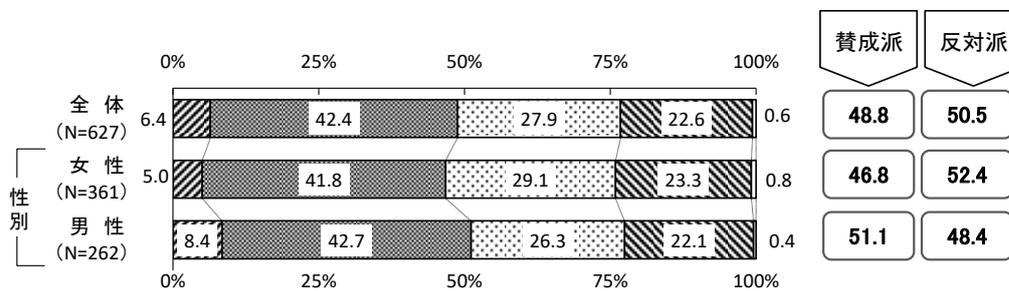
(2) 町民意識調査からみた現状

①性別役割分担意識

平成29年に実施した町民意識調査の結果から志免町の現状をみていきます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「同感する」(6.4%)、「ある程度同感する」(42.4%)をあわせた『賛成派』は48.8%と5割弱、対して「同感しない」(22.6%)、「あまり同感しない」(27.9%)をあわせた『反対派』は50.5%と、性別で役割を分担する考え方に賛成する人、反対する人はほぼ半数ずつとなっています。

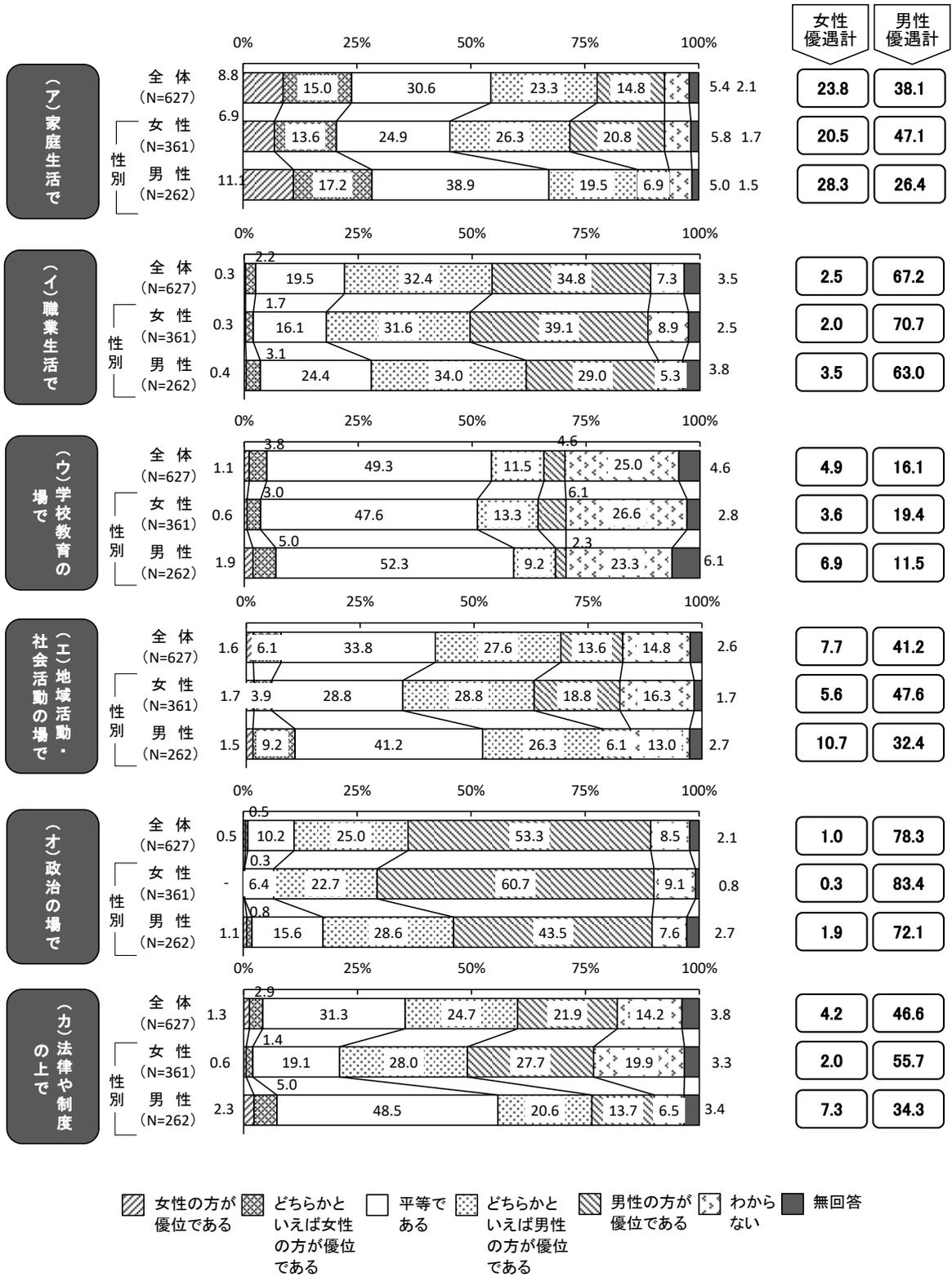
男女別にみると、女性は男性よりも『反対派』の割合がやや高くなっています。



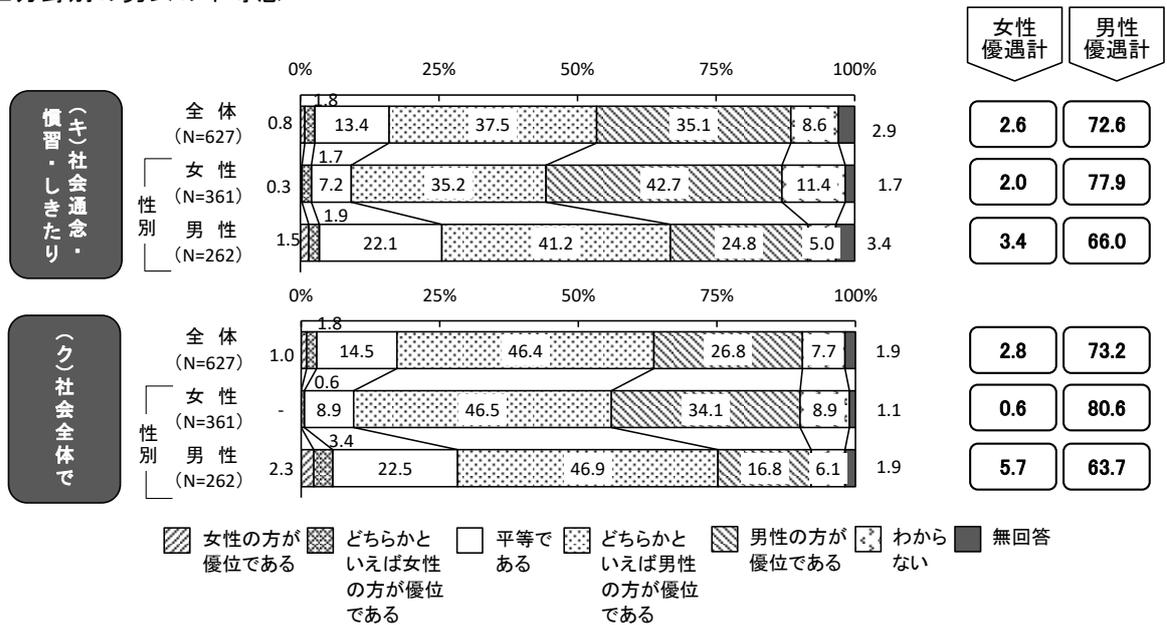
②分野別の男女の平等感

男女の平等感について8つの分野についてたずねたところ、ほとんどの分野で『男性優位』の割合が高く、学校教育の場のみ「平等」が高くなっています。『男性優位』が高いのは順に「政治の場」「社会全体で」「社会通念・習慣・しきたりなどで」、『男性優位』が低いのは「学校」「家庭生活」「地域活動」で、身近な場では男性優位という認識がやや低くなっています。また、性別でみると「家庭生活」「地域活動」は、女性の『男性優位』の割合は男性より高く、身近な場での不平等感は女性の方が大きいようです。

■分野別の男女の平等感



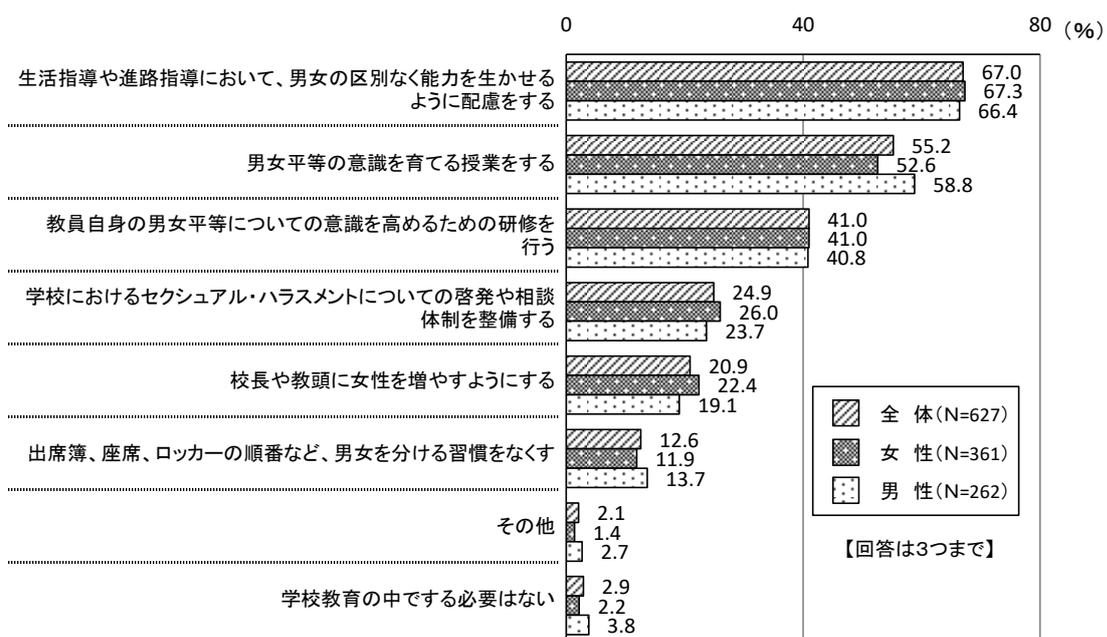
■分野別の男女の平等感



③あらゆる分野の教育の場における男女平等

学校教育の中で男女平等を進めるために、小・中学校で力を入れるべきこととしては、生活指導や進路指導での配慮や、男女平等の意識を育てる授業の実施、教員の男女平等意識を高める研修などが高くなっています。日常の指導での配慮とともに、男女平等の意識を育てる積極的な取り組みが求められています。

■学校教育の場における男女平等を進めるために力を入れること

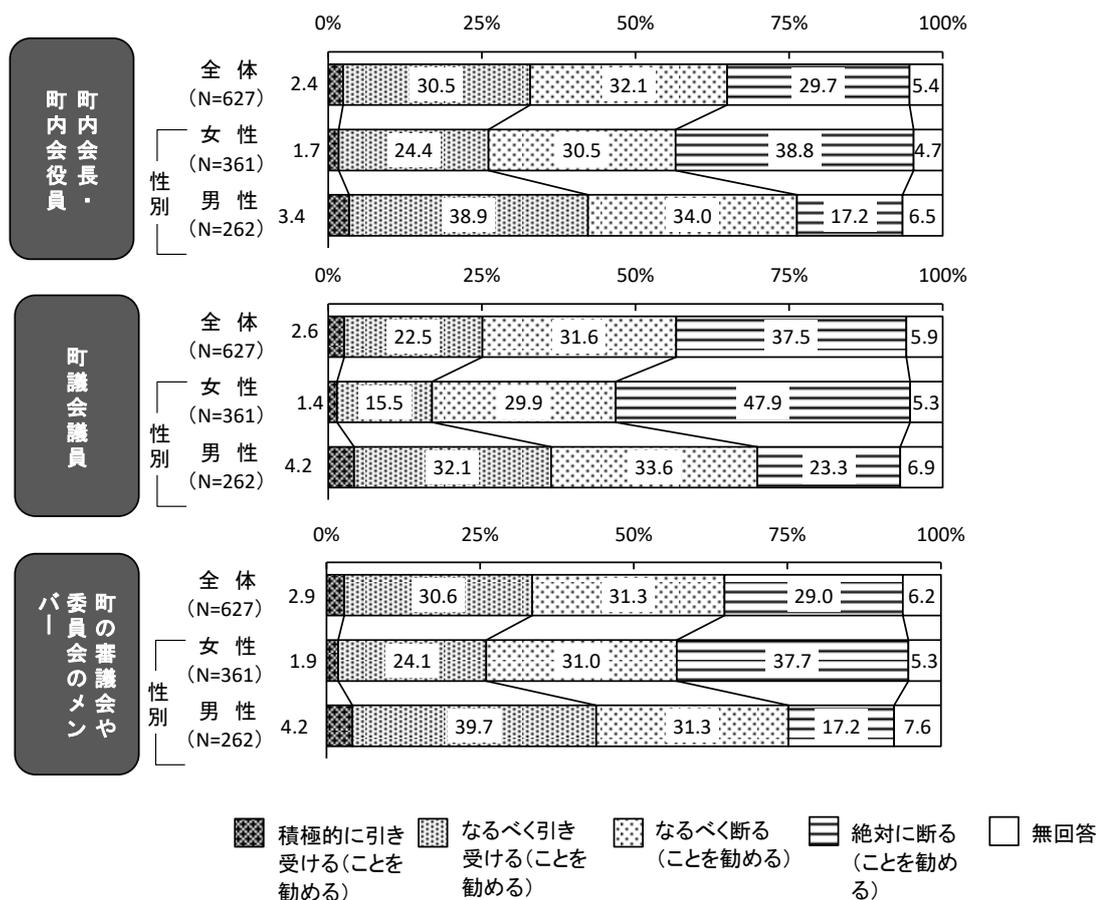


④女性の社会参画

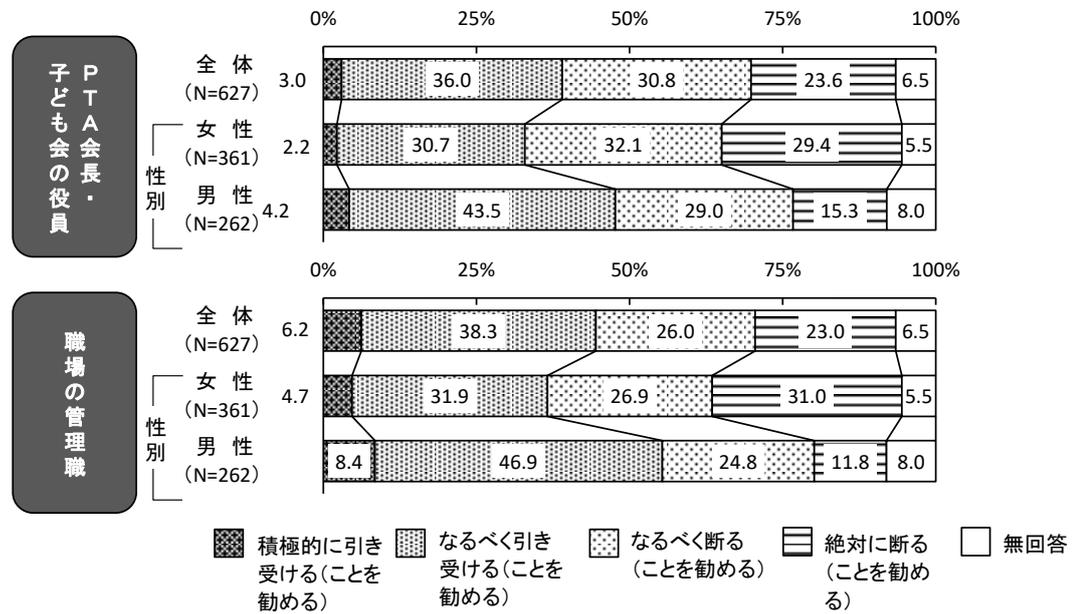
地域などの5つの役職について、女性には実際に引き受けるかどうかを、男性には身近な女性が推薦されたとして、引き受けることを勧めるかどうかをたずねたところ、すべての役職で『断る（断ることを勧める）』が女性が男性より高くなっており、女性自身の役職へ就くことへの抵抗感が強いことがわかります。そのような中、「PTA会長・子ども会の役員」「職場の管理職」は、女性の『引き受ける』が比較的高くなっています。

『断る』理由については、男女とも「役職につく知識や経験がないから」が最も高く、特に女性で高くなっています。また、男性では女性より「家族の協力が得られないから」「育児や介護などを支援する施設が少ないから」が高く、家庭責任が課題と認識されているようです。

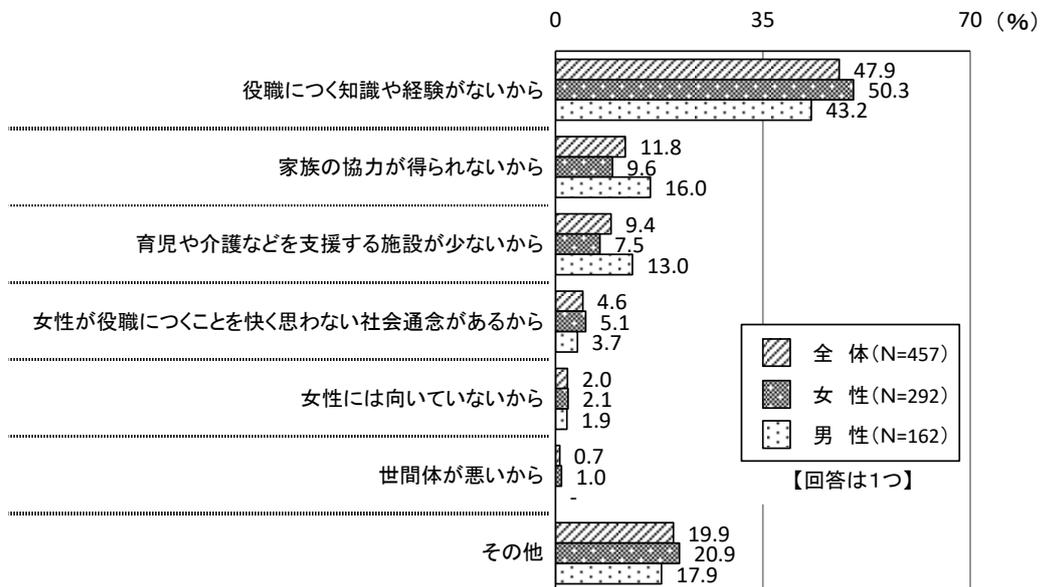
■女性が役職に推薦された場合の対応



■女性が役職に推薦された場合の対応



■断る（ことを勧める）理由



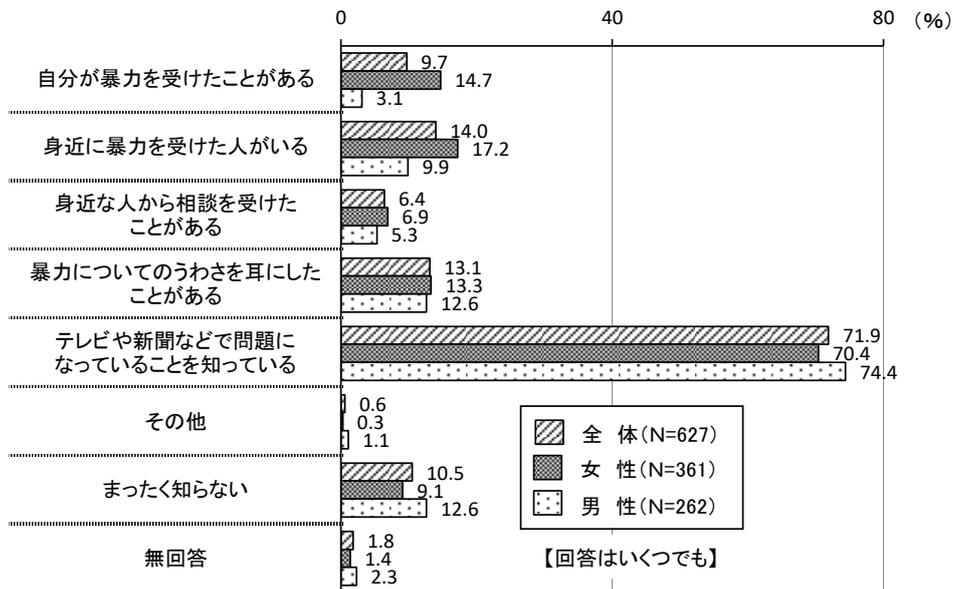
⑤夫婦・恋人（パートナー）間の暴力

配偶者や恋人（パートナー）からの暴力、ドメスティック・バイオレンス（DV）について、「テレビや新聞などで問題になっていることを知っている」は男女ともに7割に上り、DVの認知は高くなっています。実際の被害の見聞きについては、「身近に暴力を受けた人がある」は7人に1人（14.0%）、「身近な人から相談を受けたことがある」は6.4%となっています。「自分が暴力を受けた」と回答した人は、女性が実数53人（14.7%）で、男性の9人（3.1%）を大きく上回っています。

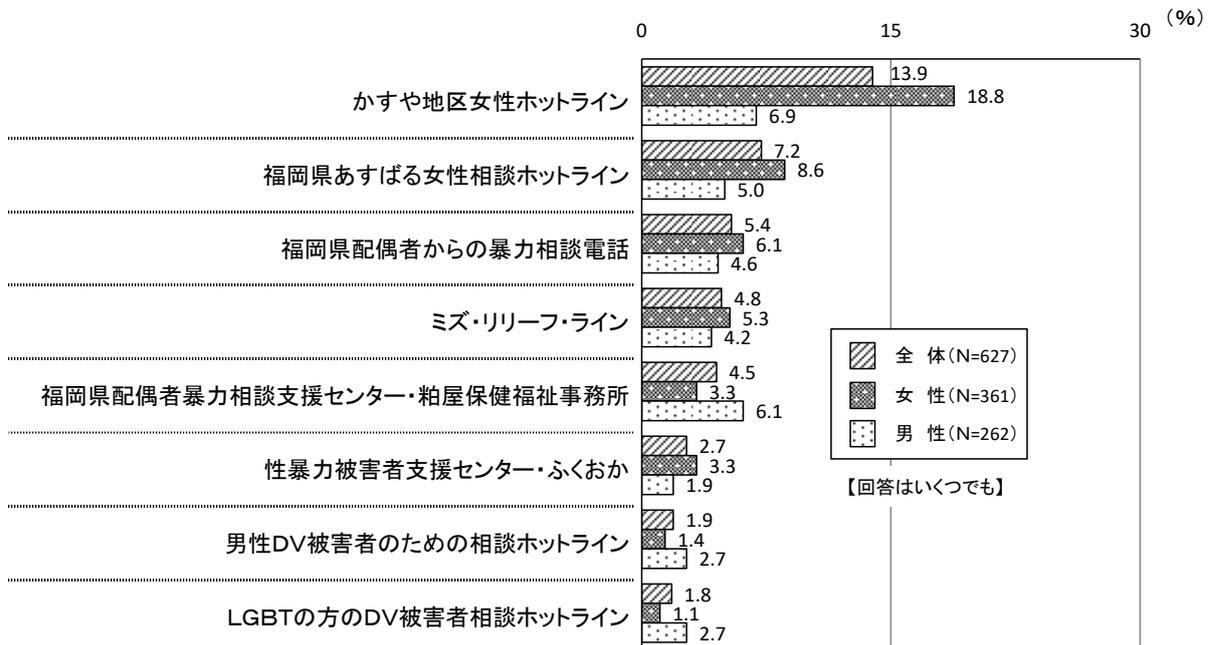
相談先の認知としては、「かすや女性ホットライン」が最も高く、女性では約2割となっています。これ以外では「福岡県あすばる女性相談ホットライン」「福岡県配偶者からの暴力相談電話」「ミズ・リリーフ・ライン」が上がっていますが、いずれも1割を下回る認知となっています。

女性に対する暴力をなくすために必要なことをたずねたところ、「被害女性が安心して相談できる窓口をつくる」が男女とも約6割と最も高くなっていますが、上でみたように相談窓口の認知は総じて低く、認知をさらに高める必要があります。

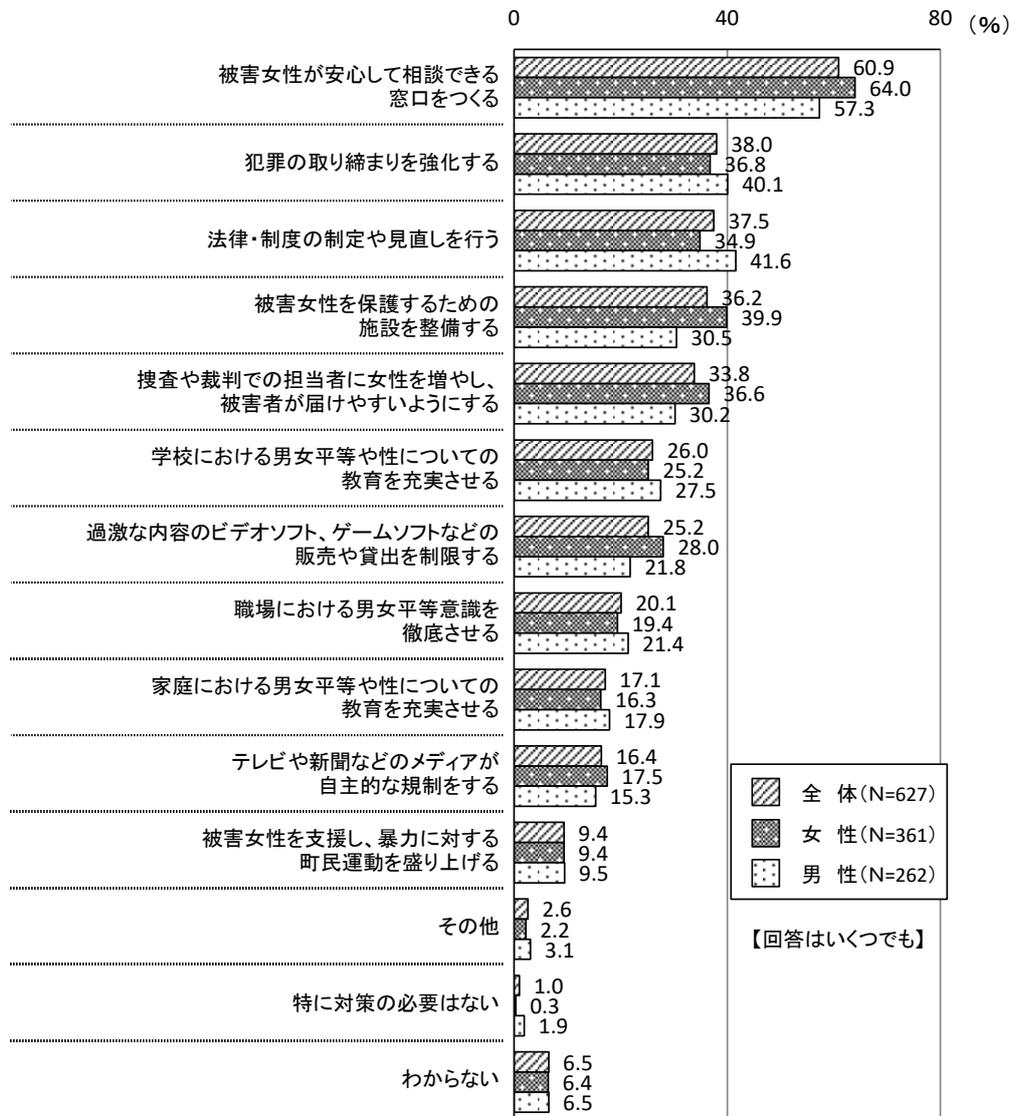
■夫婦・恋人（パートナー）間の暴力



■相談先の認知



■女性に対する暴力をなくすために必要なこと



第2章 計画の基本的考え方

第2章 計画の基本的考え方

1. 計画の性格

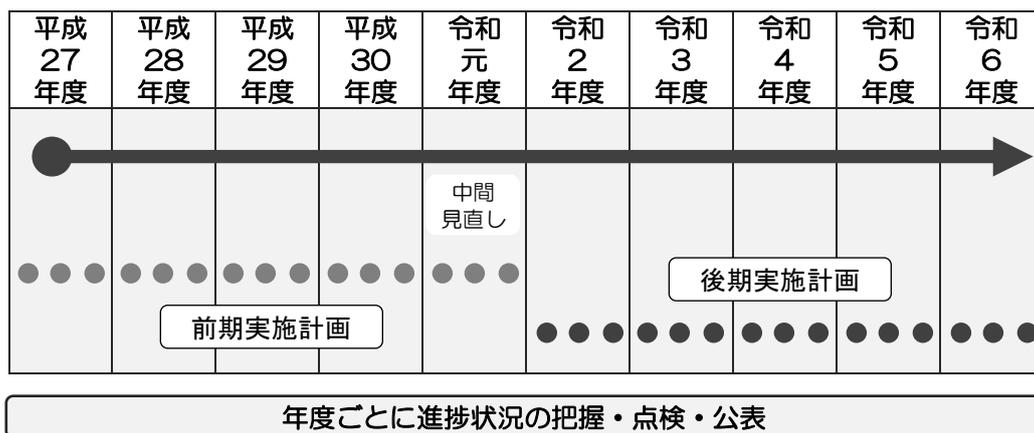
本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、また推進条例第11条に基づく男女共同参画に係る基本的な計画として、推進条例の基本理念、責務などを踏まえて策定しています。

また、本計画の「基本目標Ⅱ（3）配偶者等からの暴力の防止と被害者支援」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画の性格を持つものです。さらに、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画としても位置づけています。

施策の推進にあたっては、「志免町総合計画」における男女共同参画推進に関する分野別計画として、総合計画や他の関連計画との整合性を図ります。

2. 計画の期間

本計画は、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間としています。社会情勢や国の施策等の変化を考慮し、中間年度である令和元年度に計画の点検と見直しを行いました。後期計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としています。計画の推進にあたっては、進捗状況を適宜把握していきます。



3. 計画の基本理念

本計画は、性別にかかわらず、すべての人がお互いを認め合い、高め合い、自分らしく輝けるまちづくりのために定めた、「志免町男女共同参画推進条例」（平成26年4月施行）の第3条の基本理念を基とします。また、誰もが自分の能力や適性、関心などにあった道を個人の意思で選択でき、自分らしく生きる社会づくりを基本理念として策定した、第1次行動計画（平成16年～26年）及び第2次行動計画（前期）における取り組みを引き継いでいきます。

それらを踏まえ、本計画の基本理念は、『すべての人が自分らしく輝ける』社会の実現に向けて、これまでの慣習にとらわれることなく、新しい価値観を創造するなど、男女がお互いを認め合い、ともにいきいきと輝いていくまちづくりを目指して以下のとおり定めます。

すべての人が お互いを認め 輝くまちづくり
～新しい価値観の創造～

4. 基本目標

本計画では、推進条例に基づき、将来像の実現に向けた計画的な推進のために次に掲げる3つの目標を設定します。

- 基本目標Ⅰ 互いを認めあうために
- 基本目標Ⅱ 輝くまちづくりのために
- 基本目標Ⅲ 新しい価値観を拓いていくために

■基本目標Ⅰ 互いを認めあうために

- (1) 男女平等への意識改革
- (2) 社会における制度や慣行への配慮
- (3) 男女共同参画の視点に立った教育の充実
- (4) 国際社会と協調した男女共同参画の推進

お互いを認め合うことは、すべての人が性による差別的な扱いを受けることなく、多様な生き方が尊重されることです。本町ではこれまでも、男女共同参画社会づくりのため、町のイベントや各種講演会など、多くの町民が集まる場を活用してさまざまな啓発を行ってきました。

しかし、平成29年に行った町民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について『賛成派』と『反対派』がともに5割程度と拮抗しており、性別に基づく固定的な役割分担意識が根強いことがわかります。分野別の男女の平等感についてみると、「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感は13.4%、「社会全体」における男女の地位の平等感は14.5%であり、目標値の達成にはより一層の取組が必要な状況です。

男女共同参画は身近な問題であるという認識を広げ、一人ひとりがお互いを認め、多様性に富んだ男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに取り組みます。また、次代を担う子どもたちに対し、学校教育や社会教育などあらゆる教育の場で、男女共同参画への理解を促進し個性を尊重する教育を推進します。

(数値目標)

項目	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)
「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感	13.4%	21.4%
「社会全体」における男女の地位の平等感	14.5%	24.6%

※現状値は「町民意識調査」(平成29年12月実施)の「全体」の結果による。

■基本目標Ⅱ 輝くまちづくりのために

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 生涯を通じた男女の健康支援
- (3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
- (4) あらゆる暴力の防止

すべての人がいきいきと輝くまちづくりを行うためには、性別にかかわらず社会のあらゆる分野における意思決定の場に参画し、多様な意見を反映できる機会が確保されていることが重要です。女性の政策決定の場への参画促進として、町では審議会委員の男性または女性の構成割合がいずれも30%以上となるよう取り組んできました。その結果、女性の審議会委員の割合は、平成25年度以降は35%前後と県内市町村の平均を上回って推移しています。

また、すべての人がいきいきと輝くまちづくりを進めていくためには、一人ひとりが身体や性について正しい知識を持ち、心身ともに健康で生きがいを持って活動できることが重要となります。本計画は、平成29年3月に策定した「志免町健康増進計画「健康しめ21」後期計画」との整合性を図り、町民の生涯にわたる健康づくりを推進し、一人ひとりがいきいきと輝くことができる環境づくりを目指します。

さらに、町では平成25年に「志免町高齢者及び障害者虐待並びに配偶者からの暴力の防止等に関する条例」を制定し、また、第2次行動計画（前期）の一部をDV防止法に基づく計画として位置づけ、さまざまな暴力の根絶に向けた取り組みを進めています。特に、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性暴力などの根絶のため、相談窓口の周知徹底に努めていきます。

なお、本計画における「配偶者等からの暴力の防止と被害者支援」についても、引き続き「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく市町村基本計画として位置づけ、取り組みを強化し、人権を侵害するあらゆる暴力の根絶を目指します。

（数値目標）

項目	現状値 (平成24年度)	目標値 (令和6年度)
審議会等における女性委員の割合	34.2% 注)1	40%
町の管理職における女性職員の割合	23.5% 注)1	上昇させる
「DV」の認知度	81.3% 注)2	81.7%
DVを受けてどこにも相談しなかった人の割合	26.2% 注)2	減少させる
DVに関する相談窓口の認知度	23.4% 注)2	40%

注) 1：審議会及び町の管理職における女性の占める割合は、平成31年4月1日現在の数値。

2：現状値は「町民意識調査」（平成29年12月実施）の「全体」の結果による。

■基本目標Ⅲ 新しい価値観^{ひら}を拓いていくために

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 高齢者福祉の充実

社会が大きく変わっていく中で、私たちの価値観も多様化し、豊かさの尺度も物の豊かさから心の豊かさへと変化しています。一人ひとりが仕事上の責任を果たしながら、家庭や地域などの社会活動においても多様な生き方を選択できる、「ワーク・ライフ・バランス」の実現は、男女共同参画社会を実現する上で重要な課題となっています。国においても、平成27年に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」において、「あらゆる分野における女性の活躍」「男性中心型労働慣行等の変革」を強調するなど、従来の働き方の見直しが掲げられています。また、平成29年公表の「子育て安心プラン」、同年閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、保育の受け皿整備や幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消が盛り込まれるなど、子育て支援の取り組みが進められています。

町では、子育てや介護の支援サービスの情報提供のほか、男性向けの講座を企画し、家庭生活とその他のさまざまな活動との両立について考えてもらうための啓発を行ってきました。今後も、子育てや介護など家族的責任に対する多様な施策によって、一人ひとりが「ワーク・ライフ・バランス」を実現し、健康で豊かな生活を送ることができる環境を整えます。

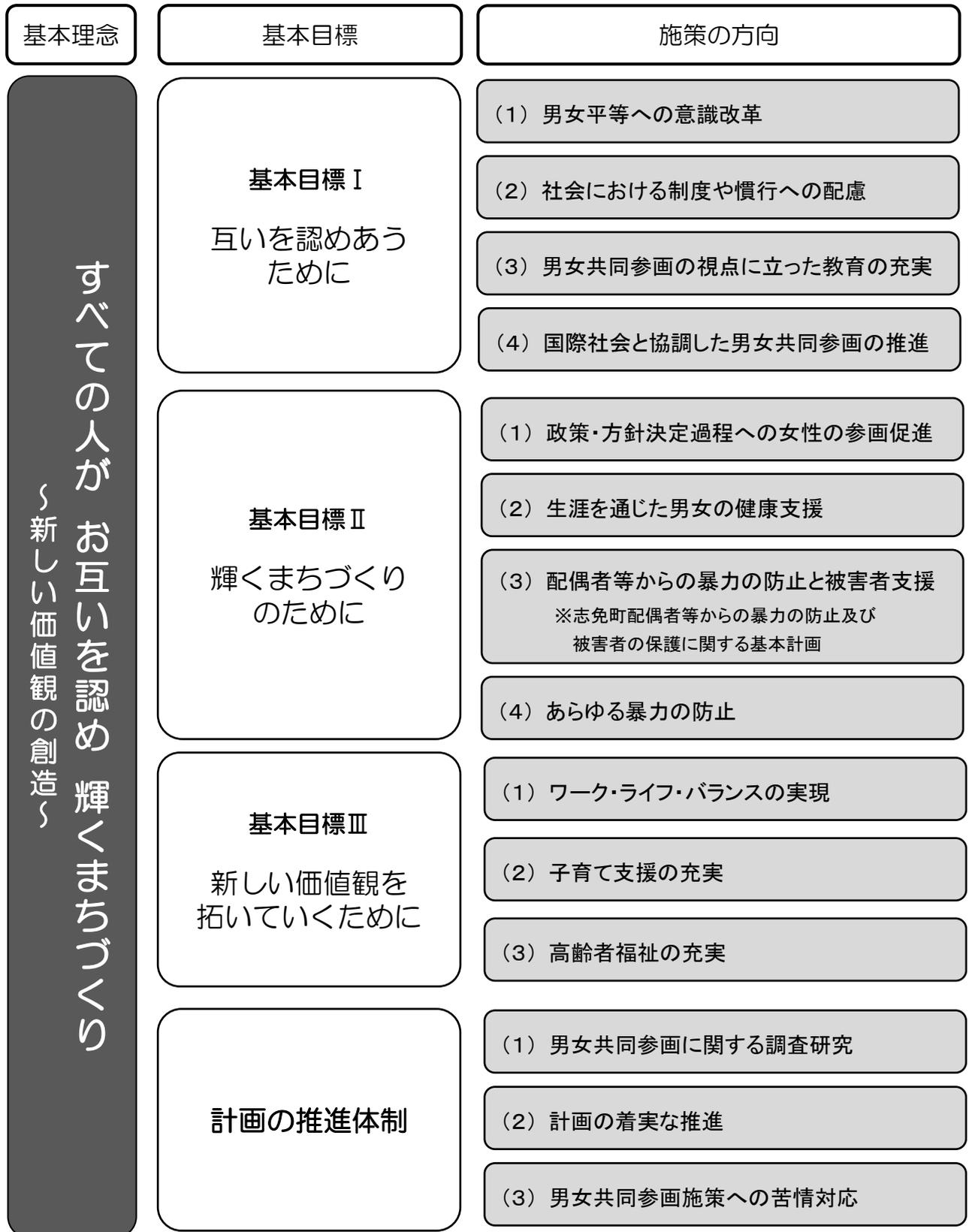
子育て支援については、令和2年から実施予定の「志免町子ども未来プラン 第2期子ども・子育て支援事業計画」に、また、高齢者福祉については、平成30年に策定した「第7期志免町高齢者保健福祉計画」に基づき、新たなニーズに対応した支援体制を充実させていきます。

(数値目標)

項目	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)
「仕事と家庭の調和」がとれている人の割合	64.0%	68.8%

※現状値は「町民意識調査」(平成29年12月実施)の「全体」の結果による。

5. 計画の体系



★は女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画を含む項目

具 体 的 施 策

①男女共同参画を推進する広報・啓発活動 ②性差別への対策の充実

①固定的観念の改革 ②職場における男女の均等な機会と待遇の確保★
③女性の就労支援★

①学校等における男女共同参画教育の推進 ②教職員等の男女共同参画に関する研修の実施
③社会教育における男女平等教育の推進

①国際社会の動向への理解促進

①職員等への意識啓発 ②行政各分野における女性の登用促進 ③人材育成の推進

①性に関する正しい知識や情報の提供、教育の推進 ②ライフステージに応じた健康支援
③高齢者の生きがいづくり支援の充実★

①未然防止のための啓発 ②相談体制の充実
③被害者の自立のための支援 ④関係機関との連携

①性犯罪対策の充実 ②さまざまなハラスメント防止に向けた取り組み★

①ワーク・ライフ・バランスの啓発★ ②男性の家庭参画の促進★ ③地域における活動促進

①保育サービスの充実★ ②援助を必要とする家庭への支援
③地域における子育て支援活動の充実

①介護支援の充実★

①情報・資料の収集と提供

①男女共同参画推進委員会の設置 ②男女共同参画推進審議会の運営
③男女共同参画に関する意識調査の定期的な実施 ④行動計画の周知

①苦情対応の整備

第 3 章 実施計画

第3章 実施計画

基本目標Ⅰ. 互いを認めあうために

(1) 男女平等への意識改革

家庭や地域、職場等の社会のさまざまな場において、「男は仕事、女は家庭」「男性は基幹的業務、女性は補助的業務」といった性別による固定的な役割分担意識が存在しており、一人ひとりが個性や能力を発揮する機会が制限される場合があります。また、近年「LGBT」という言葉が広く知られてきているように、人の性のあり方には多様性がありますが、多様な性に対してはまだまだ無理解や偏見、差別が存在しています。一人ひとりの個性や性のあり方が尊重され、誰もが自己肯定感と尊厳をもって自分らしく生きられることは、守られるべき人権の一つです。

志免町では平成26年4月に、「すべての人がお互いの力を認め合い、高め合い、自分らしさを輝かせるまちづくり」を目指して志免町男女共同参画推進条例を制定しており、この条例の周知を含め、さまざまな機会を通じて男女共同参画や多様な性のあり方についての啓発を実施し、町民の男女平等意識と人権意識の高揚を図ります。

具体的事業一覧

① 男女共同参画を推進する広報・啓発活動

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
1	男女共同参画に関する意識啓発	男女共同参画について啓発を推進するとともに、志免町男女共同参画推進条例の周知に努めます。	まちの魅力推進課	見直し

② 性差別への対策の充実

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
2	人権教育・啓発指針の推進	人権教育・啓発基本指針の周知を行い、男女共同参画の視点を含めて推進します。	社会教育課	見直し
3	多様な性のあり方への理解促進	多様な性のあり方への理解をすすめる啓発を推進します。	まちの魅力推進課	継続

(2) 社会における制度や慣行への配慮

社会における制度や慣行には、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、性別に関する偏見を反映し、女性や男性という理由で選択が困難になるような影響等を及ぼすものがあります。その結果、女性の就労や意思決定過程への参画、男性の家庭や地域への参画等が阻害されている状況があり、男女共同参画社会の実現のためには、従来の制度や慣行について見直し、変革していく必要があります。

町が発行する刊行物や、ホームページなどでの情報発信、発言等に関しては、男女に平等な表現に配慮して固定的な性別役割を示さないようにし、行政の姿勢を示すとともに啓発の機会とします。

事業主に対しては、性別による役割分担の慣習の見直しや男女の均等な雇用についての啓発と情報提供を行います。男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、女性活躍推進法等の法制度についての情報を提供し、法令の遵守や制度の有効活用を促進し、男女がともに働きやすい職場環境や就労条件を整備していくことを支援します。

町民に対しては、就労や能力開発に関する情報等を提供し、就業や能力発揮を支援します。

具体的事業一覧 (★は女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目)

① 固定的観念の改革

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
4	行政の情報発信時における表現の留意	町が発行する刊行物などをはじめ、町が情報を発信するホームページ、SNS、発言などにおいて、ジェンダーに偏った表現をしないように留意します。	全課	見直し

② 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

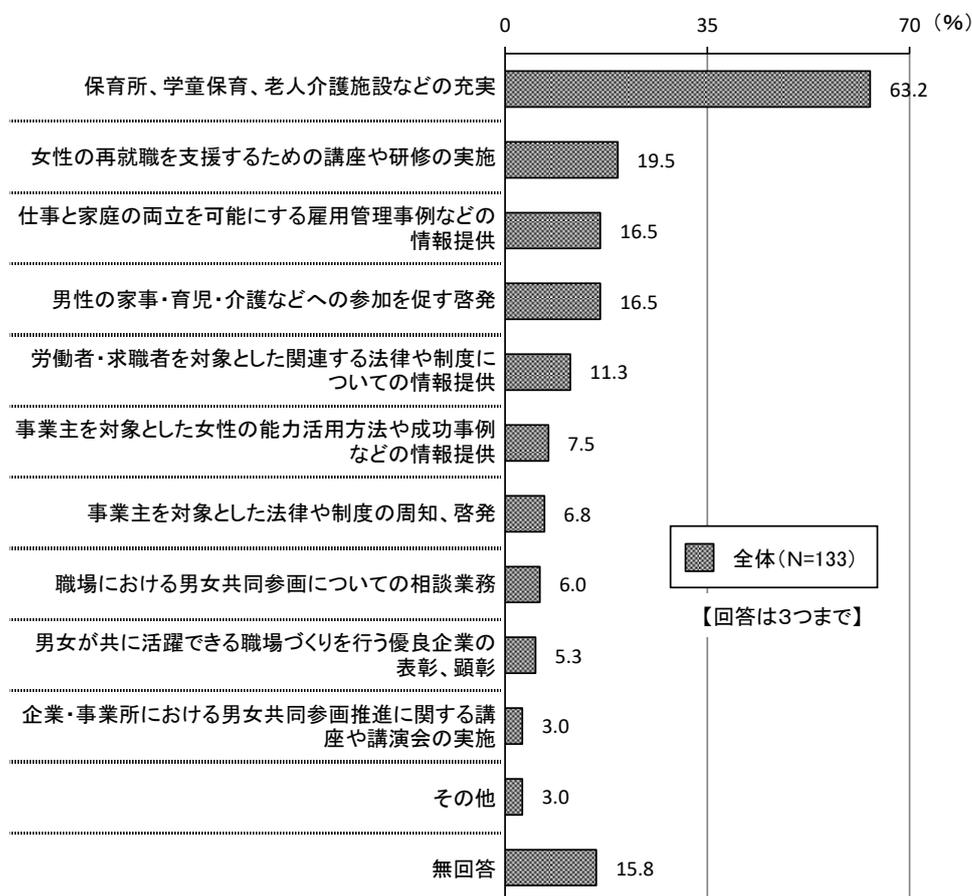
事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
5	男女の均等な雇用と待遇に関する意識啓発★	企業・事業所に対して、職場における性別による役割分担の慣習の見直し、男女の均等な雇用などについて啓発するとともに、情報提供や啓発を行います。	まちの魅力推進課	見直し
6	職場における就労環境整備の支援★	企業・事業所に対して、育児・介護休業等の労働に関する法制度や講習会・研修会等の学習機会に関する情報提供や啓発を行い、男女がともに働きやすい就労環境の整備を支援します。	まちの魅力推進課	継続

③ 女性の就労支援

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
7	女性の就労支援の充実*	女性の就業や再就職、技能習得等についての情報を提供することにより、女性の就労を支援します。	まちの魅力推進課	見直し

<参考データ>

◎職場における男女共同参画を推進するために志免町に望むこと



平成 29 年「志免町男女共同参画社会に関する企業・事業所意識調査」

(3) 男女共同参画の視点に立った教育の充実

固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見を払拭し、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を伸ばすことができ、また性によって差別されない社会をつくるためには、子どもの頃から男女平等の意識を育てることが重要です。成長過程において、子どもは学校等での正規のカリキュラムで教えられる内容だけではなく、周囲の大人や友達等の言動からさまざまな考え方や価値観を学んでいきます。したがって、男女平等の意識を育てるうえで、保護者、保育担当者、教育関係者など、子どもの成長過程に関わるすべての人がジェンダーにとらわれない意識を身につけている必要があります。

幼児期から学齢期までの子どもの成長過程に応じ、保育施設や教育施設で男女共同参画の理念に基づいた教育を推進するとともに、教育内容に限らず活動のさまざまな場面においてジェンダーにとらわれない指導を行います。保育士や幼稚園教諭、小・中学校の教職員が多様性や男女共同参画についての理解を深め、適切な指導ができるよう、情報や研究の機会を提供します。

男女平等の意識を社会に定着させていくためには、保育施設や教育施設だけでなく地域社会での啓発も重要です。従来の性別役割分担意識を見直し、男女平等意識を高めるための教育を、地域においても推進していく必要があります。年齢層やライフステージに応じた学習の場を提供し、効果的な啓発の推進に努めます。また、情報通信技術の発達により、性に関する偏った情報の入手や個人情報流出の可能性が高まっていることに鑑み、学校教育や社会教育のさまざまな機会を活用し、フィルタリング機能の普及促進やメディアリテラシーを育成する教育・啓発を実施します。

具体的事業一覧

① 学校等における男女共同参画教育の推進

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
8	幼児期からの男女共同参画教育の推進	保育施設、教育施設に対し、男女共同参画教育の基礎が養われるような、年齢に応じた保育や教育ができるよう、情報提供を行います。	子育て支援課 学校教育課	継続
9	学校教育における男女共同参画教育の推進	学校の全教育活動を通して、男女共同参画の理念を踏まえた教育を推進します。	学校教育課	継続
10	学校における教育環境の整備	男女混合名簿を促進し、それぞれの個性が発揮できるジェンダーにとらわれない教育に取り組みます。	学校教育課	継続

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
11	外部講師の活用による男女共同参画教育の充実	ゲストティーチャーなど外部講師を活用し、男女共同参画教育の充実を図ります。	学校教育課	継続
12	個性に応じた進路指導の充実	個性に応じた主体的な進路選択ができるよう、幅広く情報の提供を行い、指導の充実を図ります。	学校教育課	継続

② 教職員等の男女共同参画に関する研修の実施

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
13	保育士や幼稚園教諭に対する研修の実施	保育施設の保育士や幼稚園教諭に対して、多様性やジェンダーについての研修機会や研修情報を提供します。	子育て支援課 学校教育課	継続
14	小・中学校教職員への研修と連携の充実	教職員に対して、男女共同参画社会についての知識や理解を深める研修等の情報提供や参加を促進します。	学校教育課	継続

③ 社会教育における男女平等教育の推進

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
15	ジェンダーの視点で見直す講座の実施	地域における、ジェンダーの視点からみた慣習・慣行の見直しを促進し、また、男女共同参画の認知を図るため、講座等により啓発を促進します。	まちの魅力推進課	見直し
16	子育て世代を対象とした講座の実施	子育て講座で、個性を尊重する育て方を啓発します。	子育て支援課	継続
17	年齢層に応じた講座の実施	性別に関わらず、年齢層に応じた学習の場を活用し、効果的な啓発を実施します。	まちの魅力推進課 子育て支援課	見直し
18	インターネット閲覧への配慮	情報教育についての知識や理解を深める研修等の情報提供や参加を促進します。特に、子どもの利用に対するフィルタリング機能の付加への理解と普及を図ります。	社会教育課	見直し
19	メディアリテラシーの育成	多様な教育活動の中で、男女共同参画の視点からメディアリテラシーについての学習を推進します。また、メディアリテラシーについて周知啓発を図ります。	学校教育課 社会教育課	見直し

(4) 国際社会と協調した男女共同参画の推進

男女共同参画社会の基本理念である、個人としての尊厳が重んじられることや、性別により差別的取り扱いを受けないことなどは、国際的な規範であり、男女共同参画に関わる政策は国連をはじめとする国際社会と連動して進められています。また、国連サミットにおいて「誰一人取り残さない」を理念として設定された「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー視点の主流化が不可欠とされるなど、ジェンダーの視点からの国際的協調が重要性を増しており、一人ひとりが国際社会の一員としての自覚を持ち、国際感覚・国際意識を養うことが必要です。男女共同参画や人権に関して、他の国々や国際社会がどのように考え、取り組んでいるかを知ることは、現在の日本社会のあり方について理解することにもつながります。

町民に対して、男女共同参画に関する国際的な取り組みについての情報を提供し、町民の国際社会の動向への理解を促進します。

具体的事業一覧

① 国際社会の動向への理解促進

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
20	国際的取り組みに関する情報提供	男女共同参画に関する国際的な取り組みについて情報の収集や提供に努めます。	まちの魅力推進課	継続

基本目標Ⅱ．輝くまちづくりのために

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

現在、社会のさまざまな分野で活躍する女性が増えていますが、政策・方針決定過程への女性の参画が十分に達成されているとはいえません。男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに政策・方針決定過程に参画し、多様な意見を反映させることができる環境を整備しなければなりません。また、東日本大震災や熊本地震、九州北部を始めとする豪雨災害等の被災経験を踏まえて、地域における防災・復興体制について、男女共同参画の視点からの強化が求められています。

平成31年4月1日現在、志免町の各種審議会などに占める女性委員の割合は34.2%で、福岡県内市町村では上位に位置づけていますが、県内市町村の平均値が上昇傾向にある中、志免町は横ばいとなっています。また、平成30年5月に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、地方議会の選挙においても、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則としていますが、本町の女性議員の人数も福岡県内市町村では上位に位置づけていますが、まだまだ少ない状況です。

このような状況を踏まえ、今後も女性委員等の積極的な登用を推進するとともに、町の基本的政策を定める条例制定や計画等の策定過程への住民参画や、地域防災活動等への女性の参画を促進し、幅広い意見を取り入れることができるよう取り組みます。

町職員への研修の実施や町議会議員に対する研修会への参加要請、行政各分野における登用状況調査の実施など、行政や議会が率先して男女共同参画に取り組むよう推進します。

地域や各種社会活動団体においても、女性が活動に参加することにとどまらず、リーダーや役員として主体的に参画し、能力を発揮することができるよう、学びの場を提供するなど、女性リーダーや地域で活躍する人材の育成を図り、人材の積極的活用に努めます。

具体的事業一覧

① 職員等への意識啓発

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
21	町職員に対する研修の実施	町職員に対して男女共同参画に関する研修の実施により意識を啓発するとともに、最新の情報を提供します。	総務課	継続
22	町議会議員に向けての各種研修会への積極的参加要請	町議会議員に対して男女共同参画社会の実現に向けて各種の研修会の情報提供を行います。	議会事務局	継続

② 行政各分野における女性の登用促進

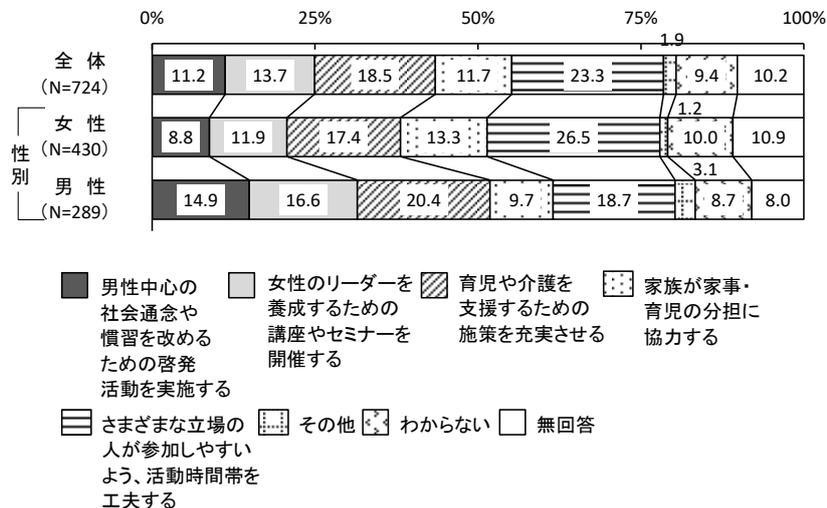
事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
23	女性職員の登用等の推進	女性職員が出産後も働きやすい環境・制度の充実を図るとともに、職域拡大や管理職員等への登用を積極的に進めます。	総務課	見直し
24	女性の登用状況の調査	議会や行政委員など行政各分野における女性の登用状況を調査し、女性の参画を促進します。	まちの魅力推進課	継続
25	審議会等における女性委員の登用推進	審議会等で、構成員が男女いずれかに偏らないよう、女性委員の登用を推進します。	全課 (総務課統括)	継続
26	政策策定過程への住民参画の推進	町の基本的政策を定める条例制定や計画等の策定過程（ワークショップやアンケート等）への女性住民の参画を推進します。	全課 (まちの魅力推進課統括)	見直し
27	地域防災における女性の参画促進	災害対策に女性の意見を取り入れるため、出前講座等を通じて地域における防災活動への女性参画を促進します。	生活安全課	見直し

③ 人材育成の推進

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
28	女性リーダーの育成	政策決定の場への参画を目指す女性リーダーを育成するため、関係機関と連携を図りながら女性の意見を取り入れた学びの場を提供するなど、専門知識や表現能力を有した地域の人材育成を推進します。	まちの魅力推進課	見直し
29	自主的活動への支援	男女共同参画の視点に立って、男女共同参画に関わる自主的な活動を行う住民や各種団体などに対して、場所や情報提供などの支援を行います。	まちの魅力推進課	見直し

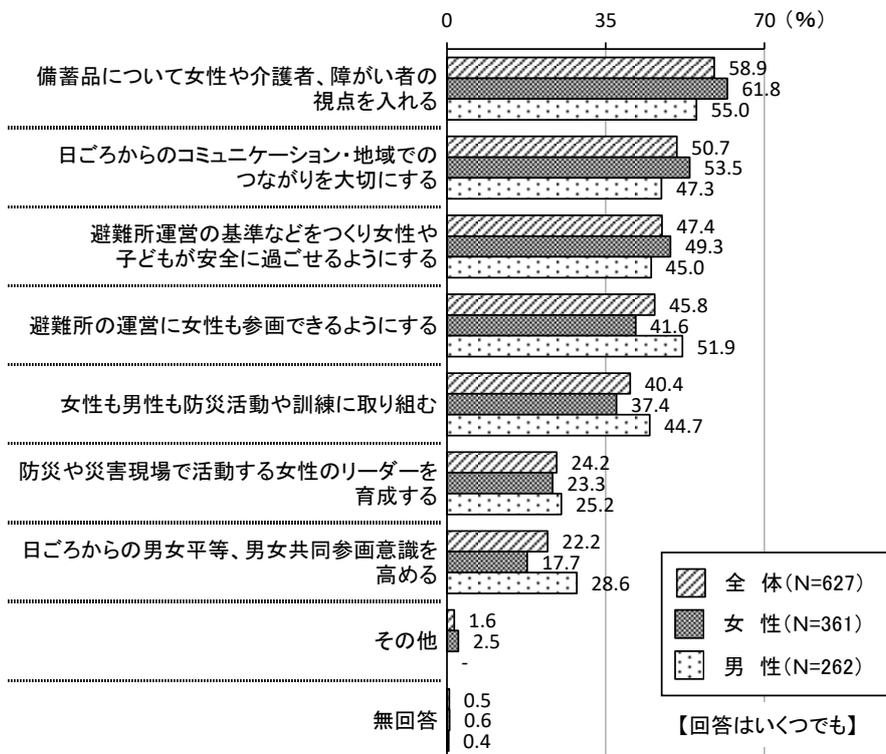
<参考データ>

◎女性リーダーを増やすために必要なこと



平成 29 年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

◎災害に備えるために今後必要なこと



平成 29 年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

(2) 生涯を通じた男女の健康支援

一人ひとりが性別に関わらず心身ともに健やかな毎日を過ごすことができ、自らの身体や性について正しい知識に基づいて自分自身で決定ができることは、すべての人が保証されるべき基本的人権の一つです。女性自身が性や生殖について、自分らしさを大切に自己決定することができるよう、すべての人がリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識を身につける必要があります。

町民に対し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発を実施し、性に関する正しい知識と理解の普及を図ります。学校教育では、従来から命の大切さや出産についての学習に取り組んできましたが、今後も性に関する教育を養護教諭や保健師、外部の講師などと連携して充実させていきます。

女性には、妊娠、出産やそれらの生殖機能に関わる特有の健康問題があります。一方、男性は食事や健康への関心が低く、心身の健康への危機管理が十分になされていない傾向がみられます。母性保護の視点に立った妊娠・出産期の支援への取り組みや、児童・生徒への食育の推進、男女ともに受診しやすい健診体制の整備や健康相談の実施など、町民が主体的に自身の心身の健康づくりに取り組める体制を作ります。

高齢者が生きがいを持って健康に暮らすことができ、性別に関わらず安心して豊かな老後を迎えることができるよう、高齢者を対象とした健康づくりを支援し、就労や学習等のさまざまな活動への参加を促進するよう取り組んでいきます。

具体的事業一覧 (★は女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目)

① 性に関する正しい知識や情報の提供、教育の推進

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
30	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	性と生殖を含む健康に関することについての自己決定を基本的な権利としてとらえたリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関して、わかりやすい解説で啓発します。	まちの魅力推進課 健康課	継続
31	思春期教育や「命の大切さ」の学びの推進	小・中学校を通して、「命」の大切さや思春期の心と体について学ぶため、道徳、保健の時間等を利用し、保健師や養護教諭等の協力を得ながら教育を行います。	学校教育課 健康課	見直し

② ライフステージに応じた健康支援

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
32	母性保護の視点に立った妊娠・出産期の支援	母性保護の視点に立った妊娠・出産期の支援については、問題に応じ各課連携を図って取り組みます。	健康課 子育て支援課	見直し
33	児童・生徒を対象にした食育の推進	地域および小・中学校などで、食生活の大切さについて、栄養士等と協力して、食生活改善推進会(以下、「食改」という。)などがサポートできるように取り組みます。	健康課 学校教育課	見直し
34	健康づくりの推進	性別に関わらず受けやすい健診体制をつくり、健診結果説明会や健康相談等を通じた健康教育を推進します。	健康課	見直し
35	高齢者の健康促進活動	老人クラブ・公民館主催の講座等において、性別に関わらず健康促進のための運動や講話等を行います。	健康課	見直し

③ 高齢者の生きがいがづくり支援の充実

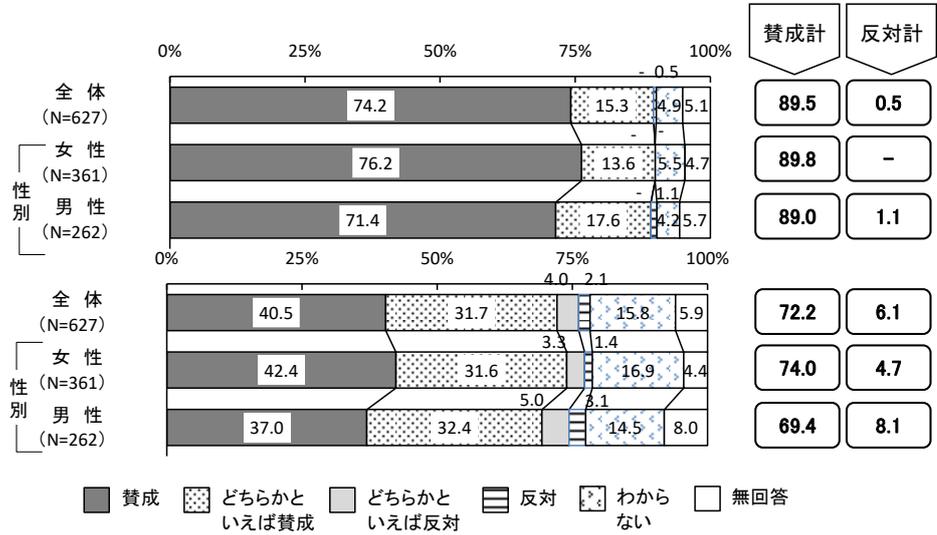
事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
36	関係機関との連携による介護予防事業の充実	関係機関との連携で高齢者の健康づくりを実施し、性別に関わらず効果的なプログラムを積極的に導入します。	健康課	見直し
37	高齢者の生きがいがづくりの場の提供	総合福祉施設や公民館等を、高齢者・障がい者等の支援などを目的とした施設として、健康・福祉の増進に活用し、性別に関わらず安心して豊かな老後を迎えることができるよう、高齢者の生きがいが活動を支援します。	福祉課 社会教育課	見直し
38	高齢者の自主的な活動の支援	老人クラブをはじめとした高齢者の自主的な活動の情報提供やネットワークづくりを支援し、性別に関わらず多くの方が参加したくなる環境づくりを推進します。	福祉課	見直し
39	高齢者の就労支援*	シルバー人材センターへの加入を促進し、性別に関わらず就労を通じた社会参画が可能になる環境づくりを推進します。	福祉課	見直し
40	高齢者の生涯学習活動の推進	性別に関わらず高齢者がいつでもどこでも学習活動が行えるよう、公民館などに主催講座の充実を働きかけます。	社会教育課	見直し

<参考データ>

◎妊娠や出産について

(ア) 妊娠や性に関して、
夫婦・恋人(パートナー)
との間で十分話し合う

(イ) 妊娠や性に関して、
夫婦・恋人(パートナー)
と合意できない場合には、
女性の意思が尊重される
べきである



平成 29 年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

(志免町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画)

恋人や配偶者など、親密な関係にある者からふるわれる暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。平成29年に行った町民意識調査によると、DVの被害を受けたことがある女性が14.7%、身近に暴力を受けた人があると回答した女性も17.2%おり、平成24年に行った前回調査より数値が増加しています。

DVの未然防止と被害者の早期発見のためには、一人ひとりがDVに関する知識を身につけることが重要です。広く町民が関心を持てるような啓発の実施や学習機会の提供とともに、学校における人権教育やデートDV防止教育を進めます。被害者に接する機会の多い町職員や専門職が早い段階で対応できるよう、暴力に敏感な視点を持つための研修の実施や庁内の関係各課や民間団体も含めた関係機関の連携の強化を行います。

DVの被害者はだれにも相談せず被害が潜在化しやすい傾向があることから、女性への暴力に対応できる相談窓口などについて、十分に活用されるよう周知徹底に努めます。

被害者の安全を確保し、その後の生活における自立を支援するため、被害者情報の保護の徹底や、利用可能な制度についての情報提供を行います。

具体的事業一覧

① 未然防止のための啓発

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
41	DV防止のための啓発の推進	暴力を許さない意識を醸成し、DVに対する正しい理解を広めるための機会を提供します。	まちの魅力推進課	見直し
42	保健師や民生委員・児童委員等の専門性を高める研修の実施	保健師、保育士、町職員、民生委員・児童委員、学校教職員等に対し、配偶者からの暴力の特性や被害者の早期発見や通報の必要性についての理解や専門性を高めるため、研修や情報提供を行います。	総務課 健康課 福祉課 子育て支援課 学校教育課	継続
43	学校における人権教育の推進	学校において自他を尊重する心や態度の育成について人権教育を推進するとともに、児童・生徒の発達段階に応じてデートDVに関する講座等の取り組みを行います。	学校教育課 社会教育課	継続
44	虐待防止・解決のための対策の推進	児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DV等の問題に関わる各機関・団体の職員が会議等の中でそれぞれの暴力に関する理解を深め、必要な情報を共有することで、早期の発見につなげます。	子育て支援課 福祉課 まちの魅力推進課 健康課	見直し

② 相談体制の充実

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
45	各課連携による支援の充実	DV等の個別状況に応じて関係各課との連携を図ります。	まちの魅力推進課	見直し
46	配慮を必要とする女性への支援の充実	外国籍女性や心身に障がいのある女性など配慮を必要とする女性に対して、DVやハラスメントなどの女性に向けた暴力に対応する専門相談窓口が積極的に活用されるよう、情報を提供します。	まちの魅力推進課	見直し
47	DV相談窓口の周知促進	DVやハラスメントなどの女性に向けた暴力に対応する専門相談窓口が積極的に活用されるよう、周知を促進します。	まちの魅力推進課	見直し

③ 被害者の自立のための支援

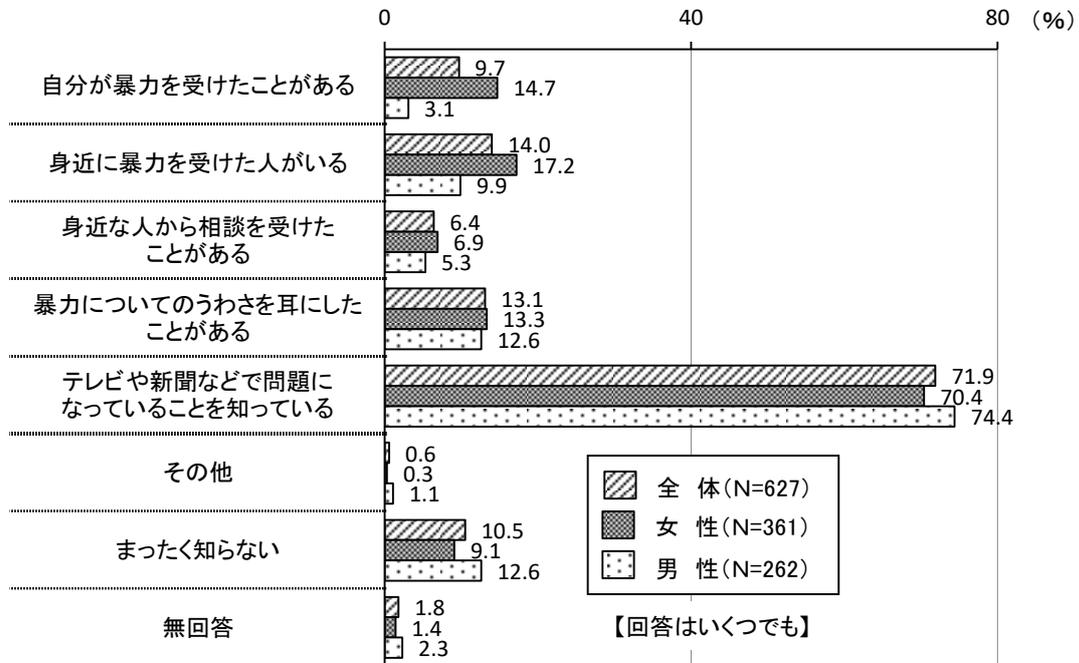
事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
48	住民基本台帳等の支援措置	DV被害者の住民基本台帳の閲覧制限や国民健康保険の適用など適切な措置を実施します。	住民課	継続
49	情報保護と適切な対応	児童・生徒の心のケアの実施や安全の確保および個人情報の保護について職員間で情報を共有し、情報管理を徹底します。	子育て支援課 学校教育課	見直し
50	福祉に関する情報提供	生活保護や県営住宅への入居などDV被害者が利用可能な福祉の制度についての情報を提供します。	福祉課	見直し
51	被害者の救済対策と生活支援	県や支援団体などを含めた広域での連携を図りながら、DV被害者の救済対策や生活支援などの情報を提供します。	まちの魅力推進課	見直し
52	支援制度の情報提供	DV被害者には、生活支援等の利用可能な制度についての情報を提供します。	まちの魅力推進課	見直し

④ 関係機関との連携

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
53	警察・病院等の関係機関との連携	相談や訪問、通報によりDVが発見された際には、必要に応じて警察や病院、福祉事務所等と連携をとり速やかに対応します。	まちの魅力推進課 福祉課 健康課 子育て支援課	見直し

<参考データ>

◎夫婦・恋人（パートナー）間の暴力の見聞きについて



平成 29 年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

(4) あらゆる暴力の防止

性犯罪やストーカー犯罪、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、日常生活において人権を侵害するさまざまな暴力が存在しています。これらの暴力は性に関連して行われるものも多く、男女共同参画社会の実現を阻害する要因であり、迅速で適切な対応が求められる重要な課題です。福岡県においては、平成25年に性暴力被害者の支援にあたる「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設、平成31年3月には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」を公布、施行するなど、性暴力の防止と被害者の支援への取り組みが進められています。

本町においても、性犯罪の根絶に向け地域や学校、行政が連携し防犯活動を推進するとともに、防犯灯の管理への支援など、安心、安全なまちづくりに努めます。

町職員や町内の企業等に対して、さまざまなハラスメントを防止するための取り組みを行います。小・中学校で起きるスクール・セクシュアル・ハラスメントについても、教職員の取り組みの強化と相談体制の整備を進めます。

具体的事業一覧 (★は女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目)

① 性犯罪対策の充実

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
54	学校・家庭・地域との連携による防犯の推進	学校・家庭・地域・他機関との連携を図りながら相談しやすい環境づくりを行い、防犯の指導を推進します。	学校教育課	見直し
55	防犯意識の啓発	国・県からの性犯罪対策における情報発信やチラシ等の配架、出前講座等で性犯罪を含めた防犯意識の啓発を行います。また、地域での自主的な見守り活動を支援することにより地域全体の防犯意識を高めるよう努めます。	生活安全課	見直し
56	町内会防犯灯に対する支援	性犯罪を含めた犯罪の予防・抑止のために町内会が設置・管理する防犯灯に対して、電気代助成等の支援を行います。	生活安全課	見直し
57	防犯・非行防止活動の充実	性犯罪を含めた犯罪の予防・抑止のために活動する地域防犯団体に対して、防犯パトロールカーの貸し出しを行います。	生活安全課	見直し
		学校・地域・関係機関等との情報共有を図り、青少年の性犯罪等の防止を含めた健全育成に努めます。	社会教育課	

② さまざまなハラスメント防止に向けた取り組み

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
58	町職員に対するハラスメント防止のための啓発	町職員に対しハラスメント防止のための研修や啓発を推進します。	総務課	継続
59	企業等に対するハラスメント防止のための啓発*	企業・事業所に対してハラスメント防止に関する情報提供や啓発を推進します。	まちの魅力推進課	継続
60	スクール・セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	小・中学校教職員の連携により、スクール・セクシュアル・ハラスメント防止対策、発生時の対応強化を推進します。	学校教育課	継続
61	スクール・セクシュアル・ハラスメントに対する相談窓口の充実	学校教育指導主事、相談員等を配置し、相談しやすい環境づくりに努めます。	学校教育課	継続

基本目標Ⅲ. 新しい価値観を拓いていくために^{ひら}

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

少子高齢化の進行、家族や雇用のあり方の変化等、社会経済的な状況が急速に変容するなか、男性を中心とした長時間労働を前提とする働き方は、女性の就業継続や男性の家庭や地域への参画を困難にするなど、さまざまな問題を生じさせています。仕事とそれ以外の生活をともに充実させるワーク・ライフ・バランスを実現することは、人々の健康を維持し、趣味や学習、地域活動等を通じた自己実現を可能にするとともに、仕事と育児・介護等との両立を可能にし、人々が安心して暮らせる社会をつくるために、ますます重要となってきています。

特に、これまでの仕事中心の働き方や価値観を見直し、さまざまな活動への参画を促すことは、職場以外での体験や人脈など一人ひとりの人生経験を豊かにするとともに、職業生活で培ってきた経験や専門性がその他の活動などに活かされ、地域社会の活性化にもつながります。

家庭・職場・地域社会がより豊かなものとなり、生きがいの場となるよう、町内の企業・事業所に対してワーク・ライフ・バランスについての啓発を進めるとともに、町職員のワーク・ライフ・バランスの実現に積極的に取り組みます。

男性の意識啓発を促進するとともに、町主催の講座やイベントは男性が参加しやすい日時に配慮するなど、男性の家庭・地域への参画を促します。

具体的事業一覧 (★は女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目)

① ワーク・ライフ・バランスの啓発

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
62	町職員のワーク・ライフ・バランスの実現	ノー残業デーの設定や休暇計画の作成などを通じた町職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。	総務課	継続
63	男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現★	企業・事業所に対して、男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、多様な働き方を選択できるような働き方の見直しを含めた啓発を推進します。	まちの魅力推進課	継続
64	育児・介護休業制度の活用の浸透促進★	育児・介護休業制度の啓発を行うなど、家庭における男女の共同参画・共同責任意識の浸透を促進します。	まちの魅力推進課 福祉課	継続

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
65	パートナーシップの理解促進*	男女共同参画につながる家庭・地域・職場での具体的行動事例等を示し、パートナーシップの理解促進に努めます。	まちの魅力推進課	見直し

② 男性の家庭参画の促進

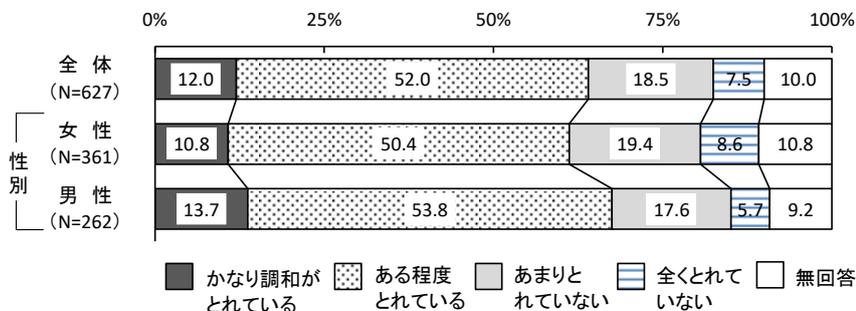
事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
66	男性の家庭参画への意識改革促進*	家庭生活における固定的性別役割分担をなくすため、男性の家庭参画に対しての意識向上を図る機会を提供します。	まちの魅力推進課 健康課	見直し
67	食改などへの男性の参加促進*	食改地域教室などへの男性の参加を促進するように努めます。	健康課	見直し
68	出産や育児への男性参加の推進*	母子手帳交付時や各教室を通じて、夫婦で子育てを行うことの大切さについて夫婦ともに意識づけし、父親の育児参加を促進します。	健康課	見直し
69	父親が参加しやすい子どもや子育てに関して学ぶ機会の提供*	町主催の講座において、親子を対象として子どもや子育てに関する基本的な知識を学ぶ機会について男性の保護者の参加を図るため、曜日や時間等を配慮した取り組みを進めます。	子育て支援課	継続
70	父親が参加しやすいイベントの充実*	スポーツ大会や野外活動等、父親が興味や関心をもてる事業に企画から参加できるような仕組みづくりを検討します。また、親子の催し物は男性の保護者が参加しやすいよう、曜日や時間等を配慮します。	全課	継続
71	家庭でのコミュニケーション促進*	家庭内のコミュニケーションが家庭での不平等感解消に有効であることの啓発に努めます。	まちの魅力推進課	見直し

③ 地域における活動促進

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
72	男性が地域活動に参加しやすい環境づくり	男性が地域活動に参加しやすい環境づくりのため、相談窓口の充実や、多様な男性向け講座の開催などに努めます。	まちの魅力推進課	継続
73	男性の地域行事等への参加促進	男性が気軽に参加できる地域行事等が行われるよう、公民館などへ働きかけます。	社会教育課	見直し

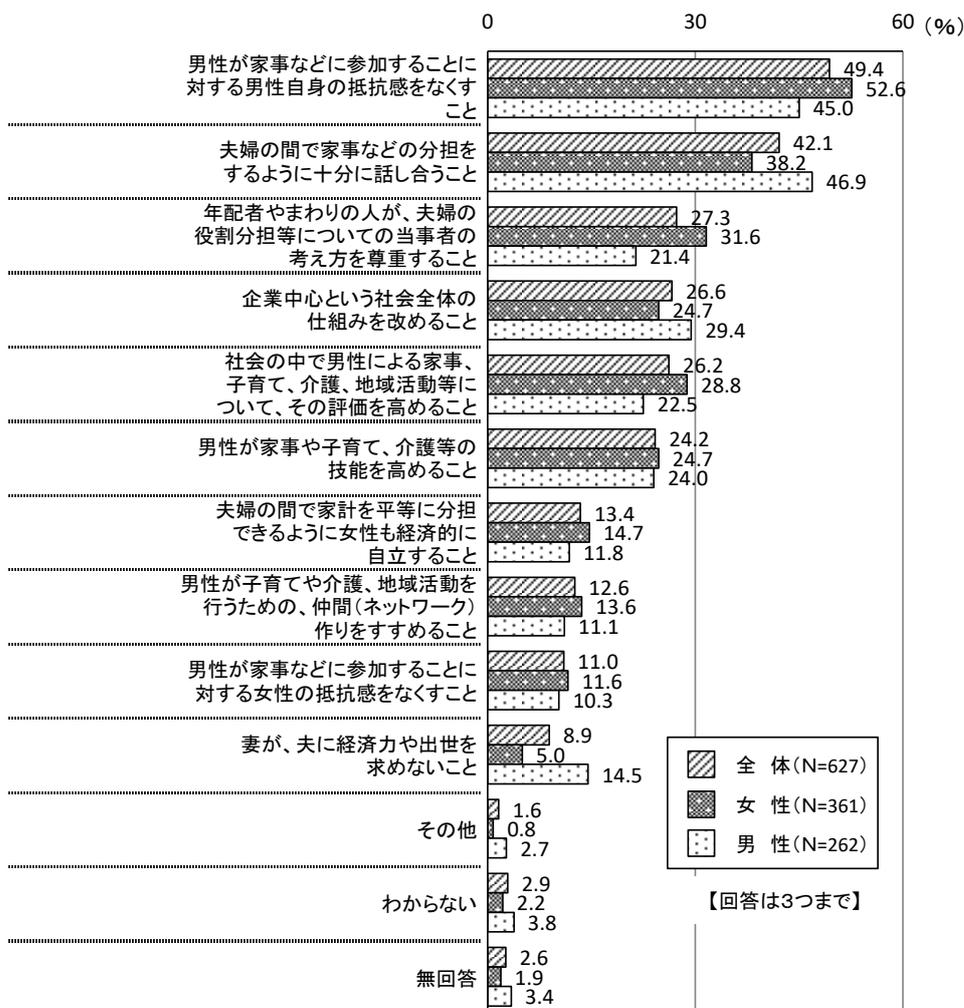
<参考データ>

◎仕事と家庭の調和



平成 29 年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

◎男性が家事・育児・介護・地域活動に参加するために必要なこと



平成 29 年「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」

(2) 子育て支援の充実

家族形態の多様化や共働き世帯の増加、転勤等による人の移動の増大など、家庭を取り巻く環境や個人のライフスタイルは大きく変化しています。しかし、依然として育児の負担の多くが女性にかかっており、仕事と子育ての両立や孤立した中での育児に悩む女性も多くみられます。子どもや保護者が身体的、精神的にゆとりをもって生活することができるよう支援することは、男女共同参画を推進するうえでも、また子どもの権利を守るうえでも重要なことです。

本町においては、平成 27 年度策定の「志免町子ども未来プラン 子ども・子育て支援事業計画」における目標の一つに「家庭と社会参画の両立を支援する」を掲げて施策を進めてきました。令和 2 年度から実施予定の「志免町子ども未来プラン 第 2 期子ども・子育て支援事業計画」においても、引き続き家庭生活と社会参画の両立に資するよう、教育・保育環境の整備・充実を図り、子育て家庭を支援します。産前産後期やひとり親家庭、障がいのある子どもをもつ家庭など、特に援助を必要とする家庭に対して、ヘルパーの派遣や相談の充実など、負担の軽減を図ります。

地域社会においても、子育てに協力し支援していく仕組みづくりを進めるため、地域の大人と子どもの交流機会や地域との連携による子育て支援を充実し、地域ぐるみでの子育てを推進します。

具体的事業一覧 (★は女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目)

① 保育サービスの充実

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
74	産前産後期のヘルパー支援	産前産後の、家事・育児などの援助を必要とする家庭にヘルパーを派遣し、支援します。	子育て支援課	継続
75	乳幼児期の教育・保育事業の充実★	子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育環境の整備・充実を進めます。また、職員研修を計画的に実施する等、職員の資質向上を図ります。	子育て支援課	継続
76	学童保育の充実★	利用者のニーズを把握しながら、学童保育環境の整備を図ります。	子育て支援課	見直し
77	子育て支援拠点の充実	志免町総合福祉施設「シーメイト」内の子育て支援センターで、子どもと保護者の交流や体験・学習の場、子育て等についての相談、子育てサークルの紹介等を行い、子育て支援の拠点として充実を図ります。	子育て支援課	見直し

② 援助を必要とする家庭への支援

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
78	ひとり親家庭への支援サービスの充実	母子家庭および父子家庭で、進学、就職活動や疾病、出産、公的行事への参加等により、一時的に生活援助が必要なとき、生活支援員（ヘルパー）を自宅に派遣する志免町ひとり親家庭等日常生活支援事業についての周知を充実します。	子育て支援課	継続
79	障がいのある子どもへの早期発見・支援	乳幼児健診や発達に関する個別相談・教室を通して、子どもの経過を見ていくことで、障がいのある子どもの早期発見と支援につなげます。	健康課	見直し
		相談支援事業を利用することで、障がい等について理解が深まるよう支援します。また、必要な福祉サービスを利用することで、子どもの発達を支援します。	福祉課	
		町内の保育園・幼稚園等に対し、臨床心理士による巡回指導を行い、専門的な助言や相談に応じ障がい児に対する保育の充実を図ります。また、町立保育園の加配保育士の配置や、私立教育保育施設の加配保育士配置に対する助成を行います。	子育て支援課	

③ 地域における子育て支援活動の充実

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
80	利用者の視点に立った子育てに関する講座の内容の充実	子育て講座の種類や内容について参加者アンケートの実施等を通して保護者の意見を反映し、ニーズにあった講座内容となるよう充実を図ります。	子育て支援課	継続
81	地域との連携による子育て支援の充実	子育てを一人で抱えこまないよう、地域との連携を図りながら子育て支援の充実を進めます。	子育て支援課	継続
82	地域での交流支援	公民館行事に子どもや子育てに関するものを取り入れたり、地域の大人と子ども達が遊びなどを通じて交流したりできるような取り組みを働きかけます。	社会教育課	見直し

(3) 高齢者福祉の充実

本町の高齢化率は平成31年4月時点で23.2%となっており、全国・福岡県よりも低い水準にあるとはいえ、着実に高齢化が進行しています。今後、介護の担い手の確保や介護者の身体的・精神的負担の軽減、介護と仕事等との両立など、高齢化にともなうさまざまな課題への対策が求められます。

家事や育児と同様に、介護も女性の役割と考えられることが多く、介護の負担は女性にかかる傾向があります。一方で、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加しており、老老介護や男性介護者の増加、一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域で生活していくことをどのように支えていくかなど、解決すべき課題は多様化・複雑化しており、高齢者の介護や生活を支援する体制づくりが急務となっています。

性別に関わらず高齢者の介護を担うことができる環境を整え、また介護に関わる人の負担を軽減するため、高齢者向けサービスの利用支援に取り組むとともに、介護に関わる人の悩みを解消するよう、相談窓口の周知を図ります。また、家族だけではなく地域で高齢者を支えるよう、地域での見守り活動を支援します。

具体的事業一覧 (★は女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目)

① 介護支援の充実

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
83	介護に関する相談や高齢者向けサービス等の利用の支援★	性別にかかわらず介護に関わる人の負担を軽減するため、電話や窓口での相談を周知します。また、必要なサービス等が利用できるよう支援します。	福祉課	見直し
84	地域における見守り活動の推進	地域で高齢者を支える体制づくりを推進するため、地域における見守り活動を性別に関わらず行えるよう支援します。	福祉課	見直し

計画の推進体制

男女共同参画の理念は、町のあらゆる行政の基礎に置かれるべきものであり、本計画を着実に実施していくためには、適切な庁内推進体制を構築することが不可欠です。また、町民や町職員の男女共同参画に関する意識や現状、計画の進捗状況を定期的に把握し、客観的に評価をしながら施策の推進にあたる必要があります。

庁内に男女共同参画推進委員会を設け、庁内全体で取り組むとともに、町民を含めた男女共同参画審議会を設置し、施策に対する評価・提言を受けながら、施策を推進していきます。

男女共同参画を進めるにあたっては、行政に対する町民からの意見や苦情に配慮し、施策の改善に努めることが必要です。庁内に設置している意見箱やホームページ上の電子意見箱を活用するとともに、町の苦情対応についての周知を図り、町民の意見を施策に適切に反映していきます。

志免町における男女共同参画施策への町民の関心と理解を高めるために、本計画を町民に対して周知するよう努めます。

(1) 男女共同参画に関する調査研究

具体的事業一覧

① 情報・資料の収集と提供

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
85	男女共同参画に関する情報等の収集、集約	男女共同参画に関する統計資料や先進地事例等の情報を積極的に収集し、男女共同参画施策の推進に活用します。	まちの魅力推進課	継続

(2) 計画の着実な推進

具体的事業一覧

① 男女共同参画推進委員会の設置

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
86	男女共同参画推進委員会の設置	庁内に男女共同参画推進委員会を設置し、計画の推進を図ります。	まちの魅力推進課	継続

② 男女共同参画推進審議会の運営

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
87	男女共同参画推進審議会の運営	町民を含めた男女共同参画推進審議会を設置し、施策の進捗状況調査や評価・提言を受けながら計画を推進します。	まちの魅力推進課	継続

③ 男女共同参画に関する意識調査の定期的な実施

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
88	町職員アンケートの実施	町職員を対象にしたアンケートを実施します。	総務課	継続
89	町民意識調査の継続実施	男女共同参画に関する町民意識調査を継続的に実施し、施策に反映します。	まちの魅力推進課	継続

④ 行動計画の周知

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
90	行動計画の周知	志免町男女共同参画行動計画を解りやすく周知するよう努めます。	まちの魅力推進課	継続

(3) 男女共同参画施策への苦情対応

具体的事業一覧

① 苦情対応の整備

事業番号	事業名	事業内容	担当課	前期計画より
91	意見箱や電子意見箱の設置	町民が行政に対する苦情・意見を出しやすいよう、庁内に設置している意見箱やホームページ上の電子意見箱を活用し、公聴の充実を図ります。	総務課	見直し
92	苦情対応の周知	町が実施する男女共同参画に関する施策に対する苦情や救済の申し出を適切に反映できるよう、苦情対応の周知を図ります。	まちの魅力推進課	見直し

関連資料

1. 志免町男女共同参画推進条例

平成 26 年 3 月 25 日

志免町条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 10 条)

第 2 章 基本的施策(第 11 条～第 19 条)

第 3 章 苦情処理対応(第 20 条)

第 4 章 男女共同参画推進審議会(第 21 条～第 27 条)

第 5 章 雑則(第 28 条・第 29 条)

附則

私たちは、すべての人が、「男だから」「女だから」ではなく、一人ひとりの個性と能力が尊重され、自らの意思で多様な生き方を選択し、心豊かに楽しく暮らせることを願っています。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国においては、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきました。なかでも平成 11 年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の日本の最も重要な課題の一つとして位置づけられました。

志免町では、平成 16 年に志免町男女共同参画行動計画を策定し、誰もが自分らしく生きられる豊かな社会づくりを目指して、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を実施してきました。

しかしながら、世代間によっても異なりますが、家庭、学校、職域、地域など、様々な活動の場で、性別によって役割を固定的にとらえる考え方が根強く残っており、志免町においても男女共同参画について、さらなる意識改革が必要です。

そこで、志免町では、すべての人がお互いの力を認め合い、高め合い、自分らしさを輝かせるまちづくりのために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、志免町(以下「町」といいます。)における男女共同参画社会を実現するため、町、議会、町民、事業者及び教育に携わる者等の責務を明らかにし、男女共同参画の基本理念と推進に関する施策について必要な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、男女が共にあらゆる分野に参画する活力あるまちづくりを実現することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うこと。
- (2) 町民 町内に居住、通勤又は通学する者
- (3) 事業者 町内において、事業又は活動を行う法人(個人事業主を含みます。)及び団体
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含みます。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害すること。
- (6) 積極的改善措置 第 1 号の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に推進されなければなりません。

- (1) すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、直接的又は間接的な性による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければなりません。
- (2) すべての人は、固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されなければなりません。
- (3) すべての人は、性にかかわらず、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されなければなりません。
- (4) すべての人は、家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、学校、職域、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければなりません。
- (5) 教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女共同参画教育が推進されなければなりません。
- (6) すべての人は、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠や出産等、性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されなければなりません。

(7) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の、性による人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されなければなりません。

(8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行わなければなりません。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」といいます。)を総合的に策定し、実施しなければなりません。

2 町は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければなりません。

3 町は、国、県及びその他の地方公共団体と連携を図るとともに、議会、町民、事業者及び教育に携わる者と協力して、推進施策を実施しなければなりません。

4 町は、町民及び事業者の模範になるよう、率先して男女共同参画の推進に取り組みなければなりません。

(議会の責務)

第5条 議会は、基本理念に基づき、意思決定機関として、男女共同参画の積極的な推進に努めます。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めます。

2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めます。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、その事業や活動において、男女が共同して参画できる均等な機会及び待遇を確保するとともに、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めます。

2 事業者は、事業や活動と家庭生活とを両立できるような環境の整備に努めます。

3 事業者は、その就労者等に対して男女共同参画の推進に関する情報を提供するよう努めます。

4 事業者は、町が実施する推進施策に協力するよう努めます。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育において、男女共同参画の積極的な推進に努めます。

(人権侵害行為の禁止)

第9条 すべての人は、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野において、性を理由とした差別的行為を行ってはなりません。

2 すべての人は、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等人権を侵害する行為を行ってはなりません。

(情報の公表に際しての配慮)

第10条 町は、町民に公表する情報について、固定的性別役割分担意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現又は過度に性的な表現を行ってはなりません。

第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る計画等)

第11条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る計画を策定します。

2 町は、男女共同参画に係る計画を策定し、又は変更しようとするときは、広く町民の意見を反映させるための措置を講じます。

3 町は、男女共同参画に係る計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表します。

4 町は、毎年、男女共同参画に係る計画の実施状況について、報告書を作成し、公表します。

(施策の策定等における配慮)

第12条 町は、施策の策定及び実施において、男女共同参画の推進に配慮します。

(町における取組)

第13条 町は、男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組みます。

(1) 町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等の委員を任命、委嘱又は選任するときは、委員の数について、一方の性に偏らないようにすること。

(2) 性別にかかわらず職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、職域の拡大、能力向上の機会を確保すること。

(3) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境を整備すること。

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進に関し、必要な調査研究を行います。

(教育の充実)

第15条 町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野及び世代に応じた教育の場において、人権意識の向上と男女共同参画の意識を啓発する教育の充実に努めます。

(町民に対する家庭生活と他の活動との両立支援)

第16条 町は、性別にかかわらずすべての人が相互に協力しあって子の養育、介護その他の家庭生活における活動と職域、学校、地域等における活動を両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めます。

(事業者への支援)

第 17 条 町は、事業者に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他の必要な支援に努めます。

(推進体制の整備)

第 18 条 町は、男女共同参画推進に向けて、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備します。

(相談への対応)

第 19 条 町は、性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による町民からの相談を処理するため、相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な措置を講じるよう努めます。

第 3 章 苦情処理対応

(男女共同参画苦情への対応)

第 20 条 町は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じます。また、性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合に被害者の救済を図るための必要な措置を講じます。

2 町長は、前項に規定する苦情の申し出について、関係機関との連携を図るなど適切な処理に努めます。

3 町長は、第 1 項の規定により人権侵害の苦情等の申し出を受けたときは、調査のために必要に応じて関係者に対し、資料の提供及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言及び是正の要望を行うことができます。

4 町民、事業者及び町民が働いている事業所等は、前項による調査に協力するよう努めなければなりません。

第 4 章 男女共同参画推進審議会

(志免町男女共同参画推進審議会の設置)

第 21 条 町における男女共同参画の推進を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、志免町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

(所掌事務)

第 22 条 審議会は、次に掲げる事項について調査し、又は審議します。

(1) 第 11 条第 1 項に規定する男女共同参画に関する計画の策定、変更及び実施状況に関すること。

(2) 男女平等・男女共同参画社会の形成に関すること。

(組織等)

第 23 条 審議会は、10 人以内の委員をもって組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱します。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体が推薦する者

(3) 町民

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第 24 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第 25 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 審議会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(関係者の出席)

第 26 条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができます。

(庶務)

第 27 条 審議会の庶務は、地域交流課において行います。

第 5 章 雑則

(条例の見直し)

第 28 条 町長は、社会情勢及び男女共同参画の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

(志免町男女共同参画推進審議会設置条例の廃止)

2 志免町男女共同参画推進審議会設置条例(平成 9 年志免町条例第 3 号)は、廃止します。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に附則第 2 項の規定により廃止する志免町男女共同参画推進審議会設置条例の規定により委嘱された委員は、第 23 条第 2 項の規定により委嘱された委員とみなします。この場合において、その委嘱された委員の任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとします。

2. 令和元年度 志免町男女共同参画推進審議会委員名簿

No.	職名	氏名	所属	任期
1	会長	倉富 史枝	識見を有するもの	平成29年10月9日～ 令和3年10月8日
2	副会長	森 康 司	識見を有するもの	平成29年10月9日～ 令和3年10月8日
3	委員	上野 朗子	一般公募	平成29年10月9日～ 令和元年10月8日
4	委員	大原 スミ	一般公募	平成29年10月9日～ 令和元年10月8日
5	委員	中山 裕雄	一般公募	平成29年10月9日～ 令和3年10月8日
6	委員	山崎 博樹	一般公募	平成29年10月9日～ 令和3年10月8日
7	委員	山本 万司子	一般公募	平成29年10月9日～ 令和3年10月8日
8	委員	森安 千穂	一般公募	平成29年10月9日～ 令和3年10月8日
9	委員	清永 邦敏	関係団体	平成29年10月9日～ 令和3年10月8日
10	委員	池田 嘉子	関係団体	平成29年10月9日～ 令和元年10月8日
11	委員	富永 優子	一般公募	令和元年10月9日～ 令和3年10月8日
12	委員	江平 真紀子	一般公募	令和元年10月9日～ 令和3年10月8日
13	委員	伊藤 則子	関係団体	令和元年10月9日～ 令和3年10月8日

3. 志免町男女共同参画推進審議会への諮問書

志免町ま地第 73 号
令和元年 6 月 24 日

志免町男女共同参画推進審議会
会長 倉富 史枝 様

志免町長 世利 良末

第 2 次志免町男女共同参画後期行動計画策定について(諮問)

志免町男女共同参画推進条例第 22 条の規定にもとづき、第 2 次志免町男女共同参画後期行動計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

4. 志免町男女共同参画推進審議会答申書

令和2年3月26日

志免町長 世利 良末 様

志免町男女共同参画推進審議会
会長 倉富 史枝

第2次志免町男女共同参画後期行動計画の策定について（答申）

本審議会は、令和元年6月24日付志免町ま地第73号により、第2次志免町男女共同参画後期行動計画の策定について諮問を受けました。

以来、私たちは、平成29年度に調査された「男女共同参画社会に関する意識調査（町民・企業）」の結果や社会情勢等の変化を考慮し、途中パブリック・コメントを行い、全4回の志免町男女共同参画推進審議会において計画について慎重に審議を重ねました。

本計画では基本理念「すべての人が お互いを認め 輝くまちづくり ～新しい価値観の創造～」に基づきすべての人が自分らしく輝ける社会の実現に向け、これまでの慣習にとらわれることなく、新しい価値観を創造するなど、男女がお互いを認め合い、ともにいきいきと輝いていくまちづくりを目指し、ここに計画案を取りまとめましたので答申として提出します。

5. 第2次志免町男女共同参画後期行動計画策定の経過

年	月	審議会	推進委員会・策定部会
令和元年	6月	24日 第1回 ・諮問 ・第2次志免町男女共同参画後期行動計画策定について ・第2次志免町男女共同参画後期行動計画策定スケジュール	24日 第1回推進委員会 ・第2次志免町男女共同参画後期行動計画策定について ・第2次志免町男女共同参画後期行動計画策定スケジュール
	7月		17日 第1回策定部会 ・第2次志免町男女共同参画後期行動計画策定について ・第2次志免町男女共同参画後期行動計画策定スケジュール ・計画見直しの手順
	8月	28日 第2回 ・第2次志免町男女共同参画行動計画事業内容見直し(案)(第1・2・4章)について	策定部会 審議会からの意見に対して各課ヒアリング
	9月		
	10月	8日 第3回 ・第2次志免町男女共同参画行動計画事業内容意見後の各課ヒアリング結果 ・第2次志免町男女共同参画行動計画事業内容見直し(案)(第3章)について ・女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画について	
	12月		27日 第2回推進委員会 ・第2次志免町男女共同参画後期行動計画(案)パブリック・コメント実施の承認
令和2年	1月	9日 第2次志免町男女共同参画後期行動計画(案)パブリック・コメント実施資料送付	
	2月	27日 第4回 ・パブリック・コメントの結果報告 ・第2次志免町男女共同参画後期行動計画(案)の承認	
	3月	26日 答申	

6. 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の 1 員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)
最終改正：令和元年法律第四十六号

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)
- 第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)
- 第四章 保護命令(第十条—第二十二条)
- 第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)
- 第五章の二 補則(第二十八条の二)
- 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防

止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力

を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後に、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後に、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平

成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者
第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

8. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

最終改正:平成二十九年三月三十一日公布(平成二十九年法律第十四号)改正

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定め

るところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七條 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九條 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条のる。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則(平成二九年三月三十一日法律第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

9. 用語の解説

あ行

育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のことをいいます。この法律は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした、総合的な内容のものであると共に、すべての事業所に適用されます。

SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能でよりよい世界を目指すために、2030年（令和12年）までに達成すべき17の目標と169のターゲットからなる国際目標です。

LGBT

レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（男性を好きになる男性）、バイセクシュアル（異性を好きになることも、同性を好きになることもある人）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人）の頭文字を並べた言葉です。性的マイノリティの総称として使われることもあります。

か行

行動綱領

平成12年までに各国政府が行動しなければならないとされる基準を示したもので、12の重大問題領域を活動の優先事項として取組むよう義務付けました。〔12の重大問題領域〕 1. 女性と貧困 2. 女性の教育と研修 3. 女性と健康 4. 女性への暴力 5. 女性と武力紛争 6. 女性と経済 7. 権力と意思決定における女性 8. 女性の地位向上のための制度的機構 9. 女性の人権 10. 女性とメディア 11. 女性と環境 12. 女兒

さ行

セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。特に、職場などで行われる性的・差別的な言動をいいます。相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいいます。男性から女性に、また女性から男性に対して行われるも

のをいいますが、平成 26 年 7 月改正の男女雇用機会均等法施行規則では、同性に対するものも含まれると明示されています。

ジェンダー

「生物学的」な男女の違いをセックス (SEX) というのに対して、社会的・文化的につくり上げられた「性差」をジェンダー (GENDER) といいます。「男らしさ」「女らしさ」など人々の意識の中に根付いた後天的な「性差」のことです。女性や男性が期待される役割や責任は、社会によっても、同じ社会でも歴史的に変わり得るもので、固定的なものではありません。

次世代育成支援対策推進法

平成 17 年度以降に実施される新々エンゼルプランをより実効性の高いものにしようと立法化した平成 26 年度までの時限法でしたが、平成 26 年の改正によりさらに 10 年延長されました。急速な少子化の進行を踏まえ、国が地方自治体や事業者により 5 年毎の行動計画の策定を義務づけ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ります。

志免町高齢者及び障害者虐待並びに配偶者からの暴力の防止等に関する条例

高齢者や障害者に対する虐待、配偶者へのドメスティック・バイオレンスに対して、地域全体で解決に取り組み、町民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを推進するため、平成 25 年に制定された条例です。

志免町みんなの参画条例

町民の行政への参画を推進することを目的として、平成 24 年に制定された条例です。政策や施策の立案、実施および評価の各段階において、さまざまな住民参画の機会を設けることとしています。

女性活躍推進法

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」のことをいいます。平成 28 年に施行され、令和元年に改正されました。常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主に対し、自社の女性活躍に関する状況把握と課題の分析や、行動計画の策定などを義務づけています。

女性差別撤廃条約

あらゆる分野における女性の権利を保障した条約で、国連で昭和 54 年に採択され、日本は昭和 60 年に批准しました。間接的な差別も含め、あらゆる領域で性に基づく差別をなくすための措置を義務づけています。

スクール・セクシュアル・ハラスメント

子どもを不快にさせたり、傷つけたりする先生の性的な言葉や行動をさします。「大人対子ども」「先生対生徒」という立場の強い者と弱い者の関係の中で起きるため、表沙汰になりにくいといわれています。

た 行

男女雇用機会均等法

昭和 60 年 7 月 1 日に施行された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のことです。募集・採用、配置（業務の配分及び権限の付与を含む）・昇進・降格・教育訓練、一定範囲の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について、性別を理由とする差別を禁止しています。

デートDV

交際中のカップル間に起こる暴力のことです。暴力には、なぐる、けるといった身体的暴力だけでなく、精神的な暴力、行動の制限などの社会的暴力も含まれます。

ドメスティック・バイオレンス(=DV)

配偶者や恋人、パートナー間での暴力のことをいいます。身体的暴力だけでなく、相手の存在を理由なく無視するなど、心理的に苦痛を与えることも含みます。「男性優位・女性従属」の社会構造や慣習から生じる女性に対する深刻な人権侵害であり、犯罪です。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための法律が平成 13 年 10 月から施行されました。

は 行

パートタイム労働法

平成 5 年 12 月に施行された「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」のことです。パートで働く労働者の適正な労働条件の確保や正社員への転換の推進などを図るために制定されました。

フィルタリング

インターネット上の、子どもたちに見せたくないサイトや情報が含まれるサイトを、画面に表示しないように制限する機能のことです。

ま 行

メディアリテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくない現状にあります。

ら 行

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康／権利」のこと。単に病気がないとか病的な状態がないということではなく、すべての男女が全生涯において肉体的にも精神的にも健康で満足できる性生活を送り、いつ何人の子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由と権利を持つということです。この権利は男女双方に認められるべきですが、カップルの間で意見が異なる時は、妊娠や出産を行う当事者である女性の意見が尊重されるべきだと考えられています。

わ 行

ワークショップ

「工房」「作業場」などを意味する言葉。学びや創造、問題解決やトレーニングの手法として、参加者が自発的に作業し、発言できる場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態が一般的です。まちづくりなどのコミュニティ活動においては、地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して地域の問題解決や合意形成を行う場として活用されることも多くあります。

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいいます。

第2次
志免町男女共同参画後期行動計画

令和2年3月

発行 志免町 編集 まちの魅力推進課

〒811-2292

福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

TEL 092-935-1853

FAX 092-935-3417



第2次志免町男女共同参画
後期行動計画